

# 「相続税の達人」操作研修会

2024年9月24日

第三公共事業本部 デジタルプラットフォーム事業部 第三システム統括部 第三営業担当(税務サービスG)

© 2024 NTT DATA Japan Corporation

# Index

- 1. 税制改正と機能追加
- 2. 「相続税の達人」基本操作(導入~シミュレーション)
- 3. 「相続税の達人」基本操作(申告書の作成ほか)
- 4. 「電子申告の達人」基本操作
- 5. 新サービス 達人Cube「不動産評価」のご紹介
- 6. その他

01.

税制改正と機能追加



## 【令和06年分以降用税制改正】

#### 1. 帳票の新規追加

様式番号	様式名称
第11表の付表1	相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)
第11表の付表2	相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)
第11表の付表3	相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)
第11表の付表4	相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)

#### 2. 帳票の削除

様式名称
税務代理権限証書(※1)
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

※1:削除する帳票は旧様式のみです。

## 3. 帳票の新様式への対応

詳細は<u>達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」</u>にてご確認ください。



## 【令和06年分以降用税制改正】

#### 4. 相続開始日による帳票の切り替え

「第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表」において、相続開始日が「令和6年3月31日以前」と「令和6年4月1日以後」により、 自動的に新旧切り替わるよう処理を追加

#### 5. [相続人の新規登録/変更]画面の変更

「相続人の新規登録/変更」画面において、「特定計画山林相続人等」を追加

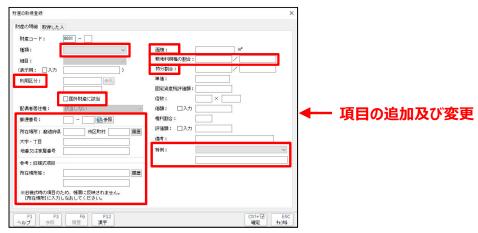


## 【令和06年分以降用税制改正】

## 6. [財産の新規登録/変更] 画面の変更

4ページ「1. 帳票の新規追加」に伴い、「第11表 相続税がかかる財産の明細書」から表示されていた「財産の新規登録/変更〕画面を、

- 「(1)対応帳票の新規追加」の各帳票から表示するよう変更。本変更に伴い、各帳票で表示される [財産の新規登録/変更] 画面を変更
- ※各帳票で表示される [財産の新規登録/変更] 画面は、各様式に伴い異なります。
- ※「第11表の付表1」において、「相続税の達人(令和06年分以降用)」(Ver:1.0.0.0)で「旧プログラムデータのコンバート」をした場合、従来の [財産の新規登録/変更]画面 – [所在場所等]は、今回追加した[参考:旧様式項目 所在場所等]に反映します。 帳票には反映しないので、必要に応じて「所在場所」に入力し直してください。
  - ■画像は「第11表の付表1」から表示される [財産の新規登録] 画面です。





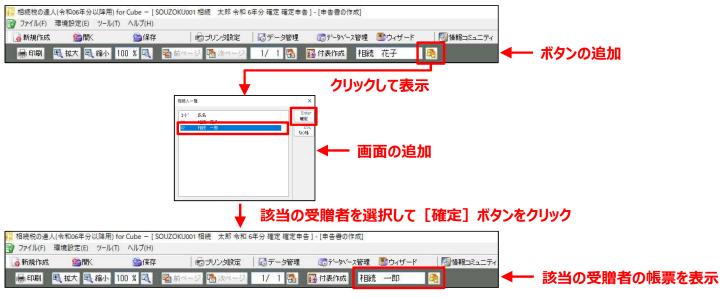
## 【令和06年分以降用税制改正】

#### 7. 「第11の2表」の変更

「第11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書/相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書」において、受贈者は一人1枚ずつ帳票に記載するよう変更。 本変更に伴い、以下のとおり変更

#### ①ボタンの追加

・ツールボタン [受贈者一覧] を追加。 クリックすると [受贈者一覧] 画面が表示され、該当の受贈者を選択し、 [確定] ボタンを クリックすると、該当の受贈者の帳票が表示されます。

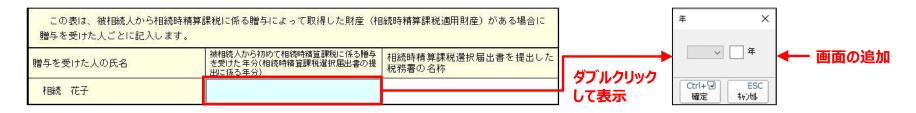




## 【令和06年分以降用税制改正】

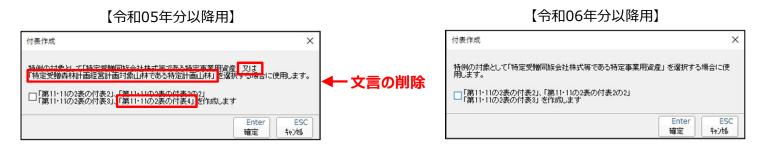
#### ②画面の追加

・ [被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分(相続時精算課税選択届出書の提出に係る年分)] をダブルクリックして 表示される「年] 画面を追加



#### ③画面の変更

・ツールボタン [付表作成] をクリックして表示される [付表作成] 画面において、「又は「特定受贈森林計画経営計画対象山林である特定計画山林 | 及び「、「第11・11の2表の付表4 | を削除





## 【令和06年分以降用税制改正】

・ [2 相続時精算課税適用財産の明細] の各明細行をダブルクリックして表示される [相続時精算課税適用財産の登録] 画面において、 [贈与を受けた人] を削除



## 8. 「第11・11の2表の付表4」の変更

「第11・11の2表の付表4 特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細」において、一人の被相続人に対して、相続人は一人1枚ずつ帳票に記載するよう変更。 本変更に伴い、以下のとおり変更 ① 「特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の削除

・ツールボタン [別紙へ] をクリックして表示される「特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」を削除本削除に伴い、ツールボタン [別紙へ] 及び [帳票設定] を削除

## 【令和06年分以降用税制改正】

- ②ツールボタンの追加
  - 「別紙へ」「帳票設定」ボタンを削除し、以下のツールボタンを追加

#### ボタン

「前ページ」、「次ページ」、「ページ切替」、「ページ追加」、「山林相続人一覧」

- ③ファンクションキーの変更
  - ・[F4/入力切替] ボタンを削除
  - ・ [F5/機能メニュー] において、 [06/別紙] 及び [07/帳票設定] を削除し、以下の機能メニューを追加

#### 機能メニュー

「06/前ページ」、「07/次ページ」、「08/ページ切替」、「09/ページ追加」、「10/山林相続人一覧」

・以下のファンクションキーを追加

#### ボタン

「F6/新規登録(※1)」、「F6/挿入(※2)」、「F7/削除」、「F8/↑上へ」、「F9/↓下へ」

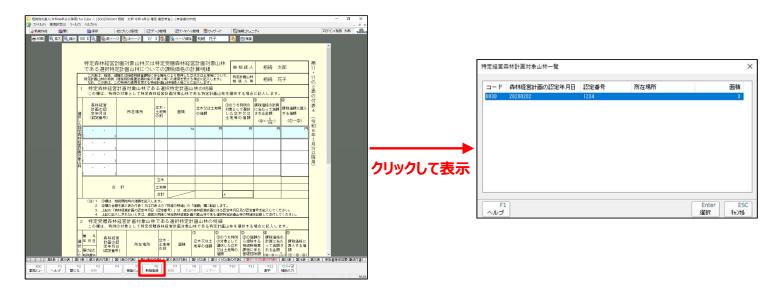
※1: [1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細]の各明細行を選択している場合に表示されます。

※2: 「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細〕の各明細行を選択している場合に表示されます。

## 【令和06年分以降用税制改正】

#### ④画面の追加

・ [F6/新規登録] ボタンをクリックすると表示される [特定経営森林計画対象山林一覧] 画面を追加





## 【令和06年分以降用税制改正】

9. 「相続税の申告書等送信票 (兼送付書)」の変更

ツールボタン [帳票設定] をクリックして表示される [帳票設定] 画面で、 [帳票の作成状態より自動設定する] を選択している場合、 「その他] において以下を変更

- ①対応帳票の新規追加
  - ・以下の帳票を対応帳票に新規追加。「第4表の付表」は、相続開始日が「令和6年3月31日以前」の場合のみです。

対応帳票			
第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書(付表)		
第11表の付表1	相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)		
第11表の付表2	相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)		
第11表の付表3	相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)		
第11表の付表4	相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)		

#### ② [提出区分] の変更

・「第3表 |及び「第12表 |において、「提出区分」を「郵送等」ではなく「電子」にチェックを付けるよう変更

そ	申告書(相続税)	第3表	V		<b> </b>	[電子]	にチェック
	申告書(相続税)	第4表の付表(令和6年1月分以降用)		V		を付ける	よう変更
0)	申告書(相続税)	第11表の付表1				C1317 0	0.722
他	申告書(相続税)	第11表の付表2	$\square$				

## 【機能追加】

1. 達人Cube「データ収集・配信」との連携機能の追加(達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方限定)

達人Cube「データ収集・配信」との連携機能を追加

本追加に伴い、データのインポート機能において、達人Cube「データ収集・配信」で登録した該当の収集ファイルを取り込めるよう対応し、以下のとおり変更しました。

- ※「達人Cube」にログインしている場合に、達人Cube「データ収集・配信」との連携ができます。
- ① [帳票データのインポート] 画面の変更
  - ・[データのインポート] 画面で [帳票データのインポート] を選択し、 [確定] ボタンをクリックして表示される [帳票データのインポート] 画面 に [インポート対象格納先] を追加

[インポート対象格納先] で [データ収集・配信サービス] を選択し、 [参照] ボタン又は [F3/参照] ボタンをクリックすると [インポート 対象の指定] 画面が表示されるので、インポートするデータを指定します。



## 【機能追加】

- ② [インポート対象格納先] 画面の追加
  - ・ [データのインポート] 画面で [中間ファイル(財産評価用)からのインポート] を選択し、 [確定] ボタンをクリックすると表示される [インポート対象格納先] 画面を追加

[インポート対象格納先] 画面で [データ収集・配信サービス] を選択し、 [確定] ボタンをクリックすると [インポートファイルの選択(データ 収集・配信)] 画面が表示されるので、インポートするデータを選択します。

※ [インポート対象格納先] 画面で [PC等] を選択した場合、従来の [データインポート] 画面が表示されます。



## 【機能追加】

#### 2. 各画面の変更

- ・各画面の元号のプルダウンにおいて、最新の [令和] を一番上に表示するよう変更
- ■画像は[新規作成]画面です。



#### 3. 電子申告について

本プログラムの公開に伴う「電子申告の達人」(国税/地方税)は、2024年9月21日(土)に提供



## 【令和06年分以降用税制改正】

#### 1. 対応帳票の新規追加

「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を対応帳票に新規追加

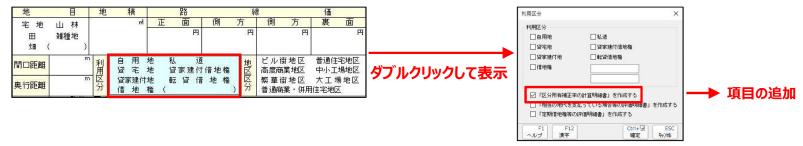
本帳票を土地及び土地の上に存する権利の計算で使用する場合、業務メニュー [土地の評価明細書の作成] – [土地及び土地の上に存する権利] – 「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)」から作成できます。 また、倍率方式の土地の計算で使用する場合、 業務メニュー 「土地の評価明細書の作成] – 「倍率方式による土地の登録」の「土地(倍率方式)一覧表」から作成できます。

本追加に伴い、以下のとおり画面を変更

※以下の「① [利用区分] 画面の変更」及び「② [土地(倍率方式)の新規登録/変更] 画面の変更」において、チェックを外すと入力したデータが削除されます。

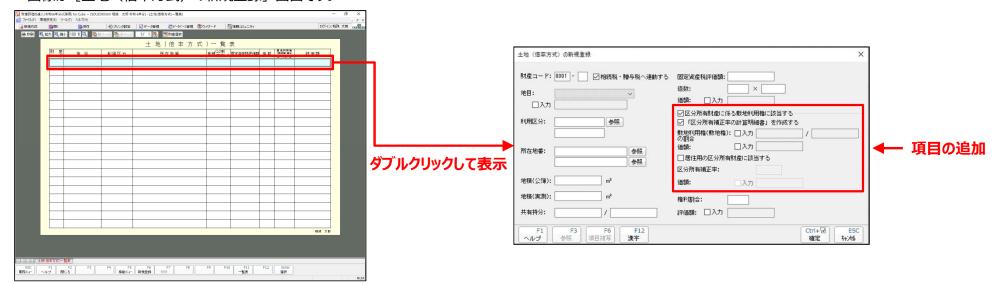
- ① [利用区分] 画面の変更
  - ・「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)」の [利用区分] をダブルクリックして表示される [利用区分] 画面に [「区分所有補正率の計算明細書」を作成する] を追加

クリックしてチェックを付けると、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を作成できます。



## 【令和06年分以降用税制改正】

- ② [土地(倍率方式)の新規登録/変更] 画面の変更
  - ・「土地(倍率方式)一覧表」の各明細行をダブルクリックして表示される [土地(倍率方式)の新規登録/変更]画面に [区分所有財産に係る敷地利用権に該当する]を追加。 クリックしてチェックを付けると [「区分所有補正率の計算明細書」を作成する] にチェックが付き、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」を作成できます。
    - ■画像は「土地(倍率方式)の新規登録]画面です。





## 【令和06年分以降用税制改正】

・「区分所有補正率の計算明細書」を作成する〕及び [居住用の区分所有財産に該当する] をクリックしてチェックを付けた場合、「居住用の区分 所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」の各項目を [土地(倍率方式)の新規登録/変更] 画面の以下の項目に反映します。

[土地(倍率方式)の 新規登録/変更]画面	居住用の区分所有財産の評価に係る 区分所有補正率の計算明細書	[土地(倍率方式)の新規登録/変更]画面
チェック項目	連動項目	反映項目
「区分所有補正率の計算明細書」を作成する	⑦敷地権の割合 (共有持分の割合)	敷地利用権(敷地権)の割合
居住用の区分所有財産に該当する	⑫区分所有補正率	

また、[土地(倍率方式)の新規登録/変更]画面の[敷地利用権(敷地権)の割合]は、「土地(倍率方式)一覧表」及び「土地一覧表」の「敷地利用権(敷地権)割合]、並びに「財産一覧表」の「評価額」の上段の左側に反映します。

■画像は「土地(倍率方式)一覧表」に反映した場合です。



## 【令和06年分以降用税制改正】

2. 帳票の新様式への対応

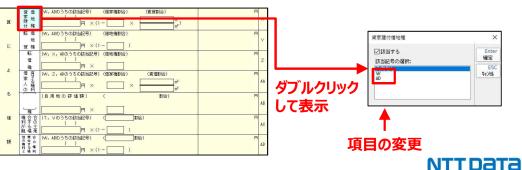
対応帳票				
土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第2表)				
定期借地権等の評価明細書(表)				
土地(倍率方式)一覧表				
財産一覧表				
土地一覧表				

## 3. 画面の変更/追加

- 「1. 対応帳票の新規追加」及び「2. 帳票の新様式への対応」に伴い、以下の各帳票の画面を変更/追加
  - ①土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第2表)
  - ・以下の項目をダブルクリックして表示される各画面において、 [該当記号の選択] の項目のアルファベットを以下のとおり変更

15日。南南	項目		
項目·画面	変更前	変更後	
貸家建付借地権、転貸借地権	U、AB	W、AD	
転借権	U、V、AB	W、X、AD	
借家人の有する権利	U、X、AB	$W$ $\setminus$ $Z$ $\setminus$ $AD$	
権利が競合する場合の土地	R、T	T, V	
他の権利と競合する場合の権利	U, Z	W、AB	

■画像は [貸家建付借地権] 画面です。



## 【令和06年分以降用税制改正】

- ②土地(倍率方式)一覧表
  - ・「帳票切替」画面を追加。 「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」をクリックして選択し、「確定] ボタンをクリックすると切り替えできます。 本追加に伴い、「F5/機能メニュー」 - 「05/帳票切替」を追加



#### ③財産一覧表

・各明細行をダブルクリックして表示される「財産の新規登録/変更〕画面において、「種類〕を「家屋等〕にした場合、「区分所有財産に 該当する〕を表示するよう変更。クリックしてチェックを付けると、該当の「連動区分〕及び「財産コード」を選択できます。

また、「区分所有補正率」は、選択した「財産コード」の「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」の

「迎区分所有補正率」を反映します。



## 【令和06年分以降用税制改正】

#### 4. 連動項目の追加

「2. 帳票の新様式への対応」に伴い、以下の各帳票の項目において、連動項目として「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第2表)」の「区分所有財産に係る敷地利用権の評価額] - [R] 及び [S] の [(自用地の評価額)] を追加

帳票	項目
相当の地代を支払っている場合等の土地及び 土地の上に存する権利の評価明細書	当年の自用地価額 (A)
定期借地権等の評価明細書(表)	[3] [自用地としての価額] 下段
配偶者居住権等の評価明細書	[相続税評価額(建物に賃借権のない単独所有)]及び[相続税評価額(単独所有)] ([所在地番(住居表示)]をダブルクリックして表示される[評価の基礎となる土地情報]画面 - [連動区分]で[土地及び土地の上に存する権利の評価明細書の以下の財産より転記]を 選択した場合の[土地情報])

■画像は「相当の地代を支払っている場合等の土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」です。



#### 5. データエクスポート機能の追加

「1.対応帳票の新規追加」-「② [土地(倍率方式)の新規登録/変更] 画面の変更」に伴い、データのエクスポート機能において、 CSVファイルの項目に「敷地利用権(敷地権)割合] を追加

## 【機能追加】

- 1. データのインポート/エクスポート機能の追加/変更
  - ①業務メニュー [データのインポート] の追加





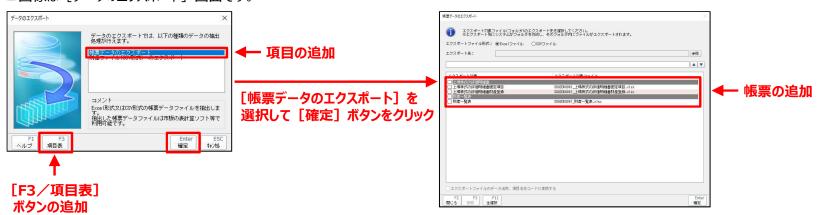
## 【機能追加】

② 「データのインポート/エクスポート] 画面の変更

データのインポート/エクスポート機能において、以下の帳票データの取り込み及び出力ができるよう、 [データのインポート/エクスポート] 画面に [帳票データのインポート/エクスポート] を追加。 さらに、 [データのインポート/エクスポート] 画面に [F3/項目表] ボタンを追加しました。 クリックすると、インポート/エクスポートの対象項目及び仕様が確認できます。

# 対応帳票 上場株式の評価明細書 財産一覧表

■画像は「データのエクスポート」画面です。





## 【機能追加】

#### 2. 各画面の変更

- ①サイズ及びボタンの配置の変更
  - ・以下の画面において、サイズ及びボタンの配置を変更



- ②元号の表示の変更
- ・元号のプルダウンにおいて、最新の[令和]を一番上に表示するよう変更
- ■画像は[新規作成]画面です。



## 【機能追加】

#### 3. かげ地割合計算の変更(カスタマイズオプション限定)

「財産評価の達人」カスタマイズオプションに限定した機能である、かげ地割合計算において、「⑪容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の 指定]で[控除割合]を計算後、[⑨路線価の指定]の[正面該当]が切り替わった場合の計算に対応しました。

#### 4. その他

・本プログラムの公開に伴い、連動コンポーネントも同日に提供しています。 本プログラムで「相続税の達人(令和06年分以降用)」及び「贈与税の達人(令和05年分以降用)」とのデータ連動をご利用の場合は、必ず最新の連動コンポーネントをインストールしてください。 なお、「財産評価の達人(令和06年分以降用)」(Ver:1.0.0.0)の中間ファイルは、「相続税の達人(令和06年分以降用)」(Ver:1.0.0.0)に取り込みができません。

また、「相続税の達人from財産評価の達人(令和06年分以降用)」において、「財産評価の達人(令和06年分以降用(Ver:1.1.0.1)の [財産の新規登録/変更] 画面で以下の [細目] を選択している場合、「相続税の達人(令和06年分以降用)」(Ver:1.0.0.0)の 「財産の変更」 画面の 「細目」には、それぞれ以下を出力します。

財産評価の	達人	相続税の達人		
種類	細目	種類	細目	
現金、預貯金等	現金	現金、預貯金等	現金、預貯金等	
	預貯金			
家庭用財産	空欄	家庭用財産	家庭用財産	



## 【機能追加】

#### 5. 電子申告について

本プログラムの公開に伴う「電子申告の達人」(国税)は、2024年9月21日(土)に提供 以下の帳票は「財産評価の達人(令和06年分以降用)」で作成して、相続税の手続きのみ電子申告できます。 達人Cube「アップデート」から最新バージョンの「電子申告の達人」をインストールしてください。

#### 対応帳票

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第2表)

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

※贈与税の手続きに対応した「電子申告の達人」は、2025年1月に提供予定です。

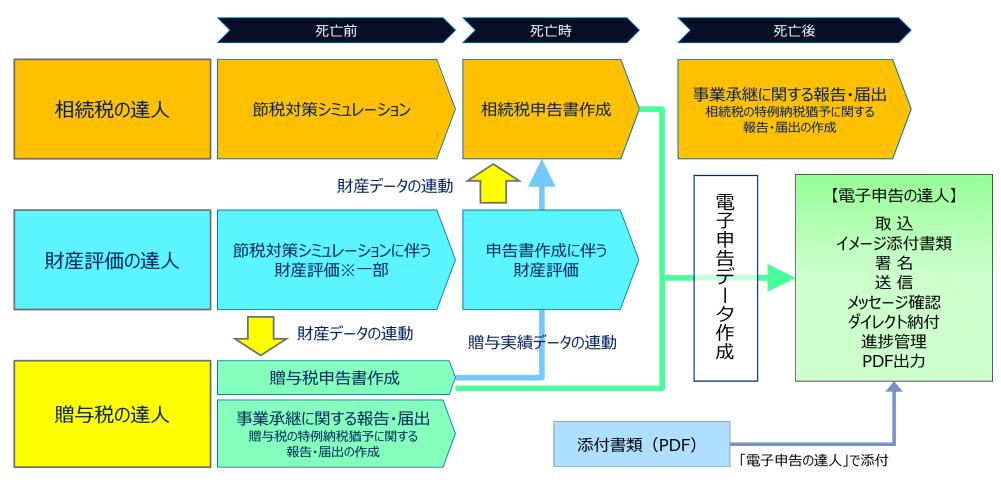


# 02.

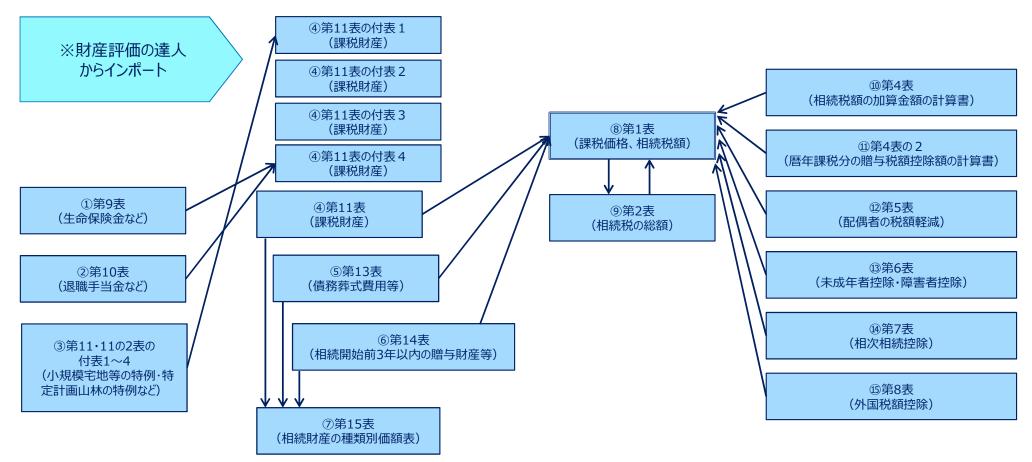
「相続税の達人」基本操作(導入~シミュレーション)



■達人シリーズが考える相続税申告に至る流れ



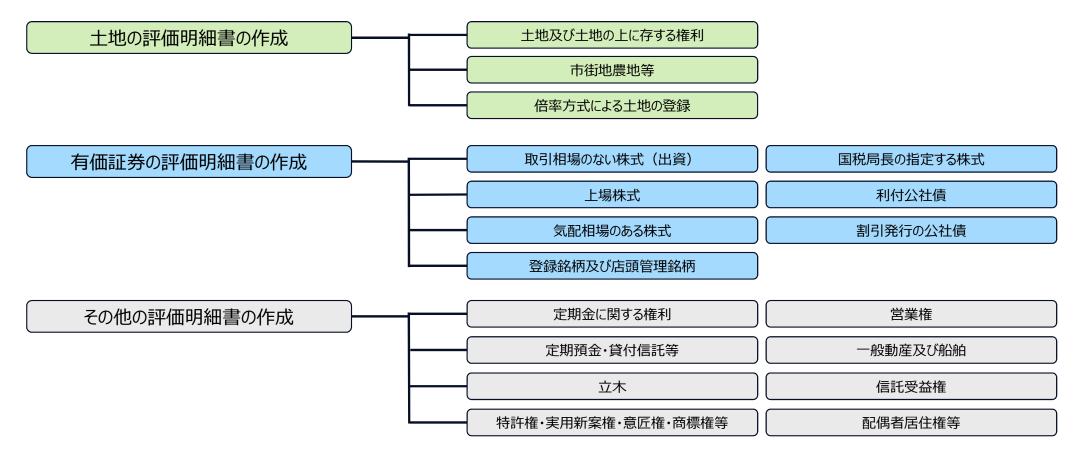
■相続税申告書記載の順序(「相続税の申告のしかた・一般の場合」に一部加筆)



※「財産評価の達人」の契約が必要になります。

#### 【財産評価の達人】

「財産評価の達人」で作成した各種評価明細書データを相続税の達人へ取り込み、シミュレーションを行います。



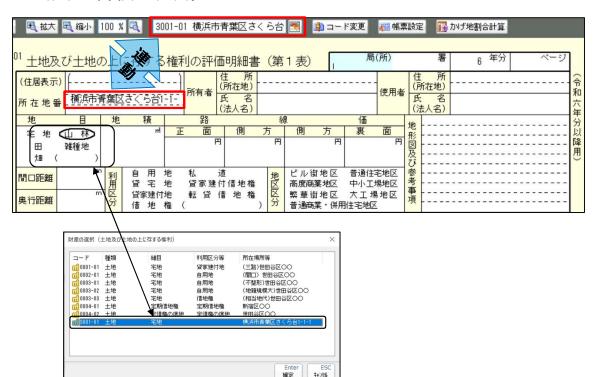
#### 【財産評価の達人】

1) 資産の新規登録(入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書)





- ・財産を登録する際には、「新規登録」で追加します。
- ・「財産コードの新規登録」画面で、資産の種類、細目を設定します。 ※ここでの種類、細目が財産一覧表で区分として使用されます。



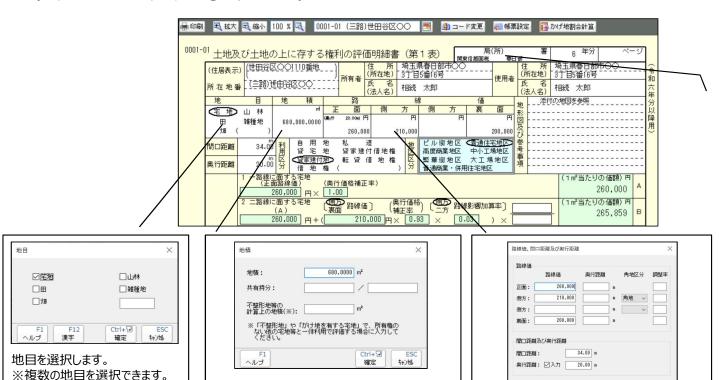
- ・評価明細書の所在地番を変更すると、それに紐づく財産の所在場所等も変更されます。
- ・評価明細書の「地目」を変更しても、それに紐づく財産の細目は変更されません。

入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

地積を入力します。

※不整形地等で所有権のない他の宅地等と 一体利用で評価する場合は、ここで入力します。

2) 個別解説 第1表 ① (手入力)





局(所)は「F3:参照」をクリックし、国税局一覧から選択します。



署は「F3:参照」をクリックし、税務署一覧から選択します。

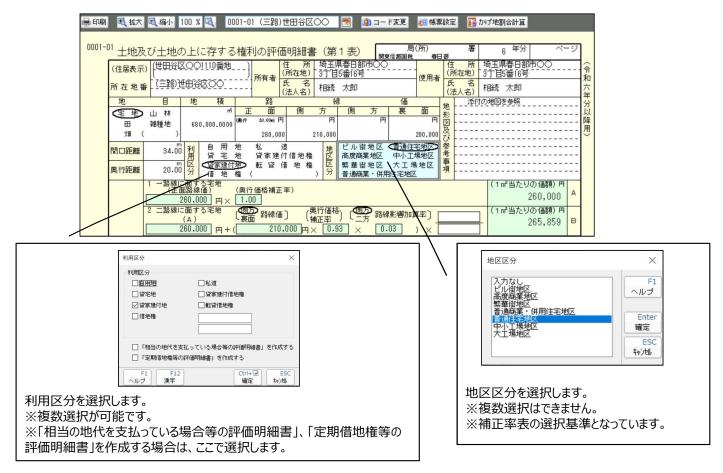
路線価を入力します。

間口距離と奥行距離を入力します。
※正面路線価の自動判定は行いません。

Ctrl+団 ESC 確定 特別

入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

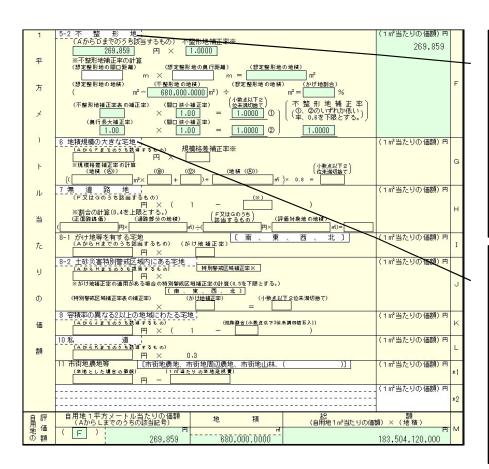
2) 個別解説 第1表 ① (手入力)





入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ① (手入力)



「不整形地」や「無道路地」などを入力する場合には、該当の箇所を ダブルクリックし、「該当する」を選択してください。



※「不整形地補正率及びがけ地補正率の計算書」を作成する場合は、 チェックを入れてください。



※「地積規模の大きな宅地」について、「該当する」を選択した場合、 「適用要件チェックシート」が自動作成されます。



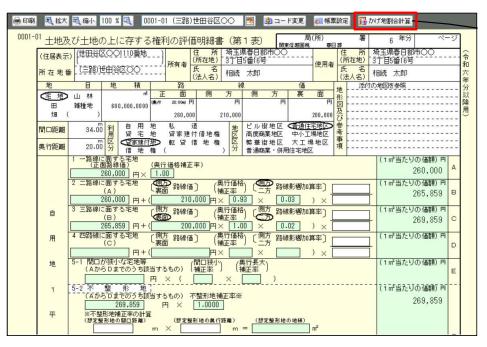
入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ② (カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力)

「かげ地割合計算」では、評価する土地の図面(公図、測量図など)の画像ファイルを取り込み、簡単な操作で想定整形地の自動作成及びかげ地割合の計算が行えます。

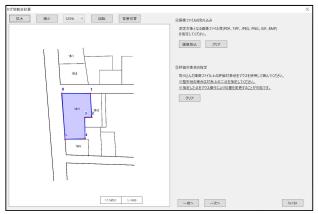
そのため、今まで多くの手間と時間がかかっていた不整形地の土地の評価の作業を大幅に効率化できます。

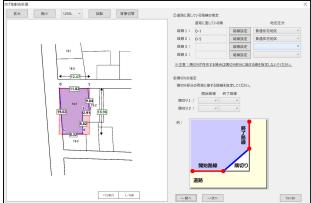
·価格:13,500円(税抜)

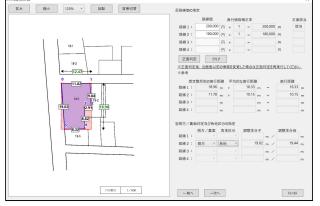


入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ② (カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力)



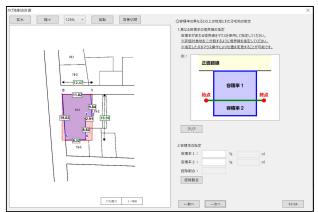




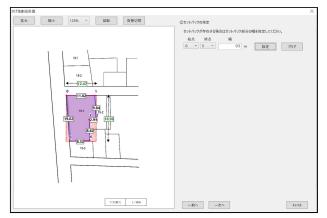
- ▶ 公図や測量図の画像ファイルを読み込み、線で囲みます。
- ▶ 「面積」「距離」「用紙サイズと縮小率」のいずれかで 調整をします。
- ▶ 道路に面している路線の指定、隅切りの指定をします。
- ▶ 路線価を入力し、正面判定をします。

入力例:土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

2) 個別解説 第1表 ② (カスタマイズオプション「かげ地割合計算」による入力)





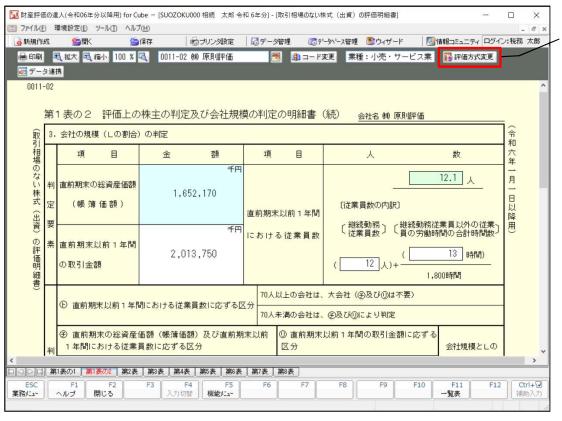


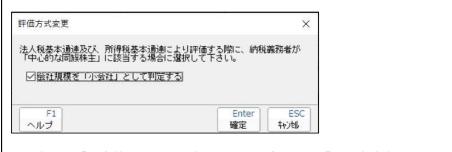
- ▶ 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の指定をします。
- ▶ セットバックの指定をします。
- ▶ 測定結果が表示され、印刷ボタンから出力した帳票は、申告書の 添付資料としても利用できます。
- ※取り込み可能なファイル形式は、PDF、TIFF、JPEG、PNG、GIF、BMP形式です。
- ※間口が2か所存在する土地、セットバックが複数存在する場合の 計算には対応しておりません。



(補足)取引相場のない株式(出資)の評価明細書 第1表の2評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

・評価方法を「小会社」として判定させたい場合の設定





評価方法を「小会社」として判定させたい場合には、「評価方式変更」をクリックし、「会社規模を「小会社」として判定する」をチェックします。

#### 【相続税の達人】

#### (1) 基本情報の登録





- ・必要項目を手入力します。
- ・「相続の年月日」は相続開始の年月日を入力します。
- ※シミュレーションの場合は、仮の年月日を設定します。
- ※「データ管理の達人」を利用している場合には、「事業者一覧」からデータ管理の 達人の事業者データベース名を選択後、「事業者一覧」から被相続人情報を取込むことができます。
- ※「F9:マスター更新」

基本情報等で変更した内容をデータ管理の達人の事業者情報へ反映させる場合に使用します。

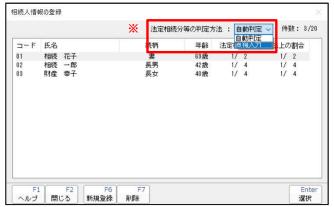
- ・あん分割合の調整
- 「各人の算出税額」の計算の際、計算上のあん分割合の有効桁数を指定します。 算出税額の端数の処理方法を指定します。(初期値は「自動調整」が選択されています。)
- ・取得割合の端数処理

財産分割時、各相続人の取得財産の計算の端数の処理方法を指定します。

・財産コードの自動入力 相続税の申告書(第11表の付表1~第11表の付表4)に相続財産を直接 入力する場合に有効となります。

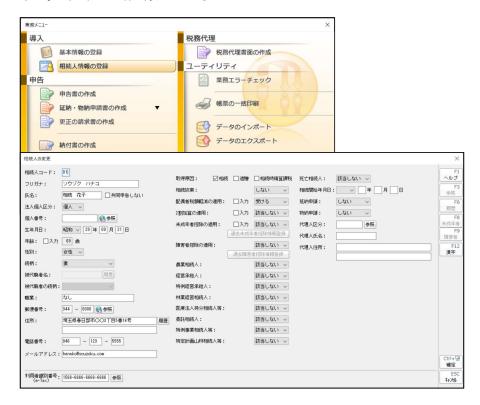
#### (2) 相続人情報の登録





- ・法定相続分等の判定方法については、初期値は「自動判定」が選択されています。
- ※以下のケースは「自動判定」に対応していませんので、「直接入力」を選択し、 相続人の新規(変更)登録画面で相続割合を入力してください。
- ①被相続人の養子が被代襲者となる場合
- ②身分関係が重複する相続人が存在する場合
- 例:被相続人の孫が被相続人の養子となっている際に、被相続人の子が相続 開始前に死亡している場合
- ③再代襲相続が発生する場合

#### (2) 相続人情報の登録

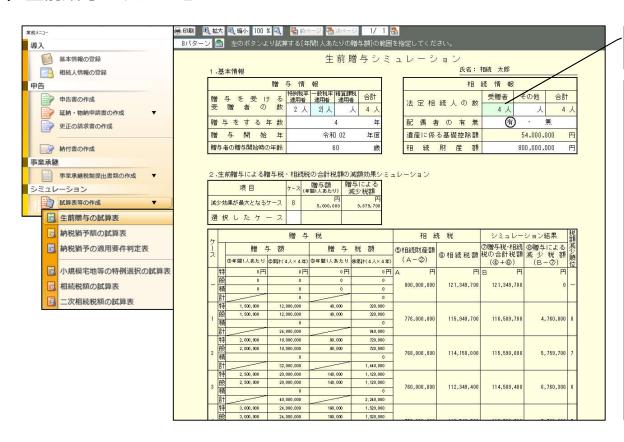


※すべての相続人について登録します。

#### 【各項目の説明】

- ·取得原因:複数選択可
- ※相続時精算課税の場合には、「相続時精算課税」にチェックを入れてください。
- ・相続放棄:該当の有無を選択します。
- ・配偶者税額軽減の適用:該当の有無を選択します。(第5表、第5表の付表に連動します)
- ・2割加算の適用:該当の有無を選択します。(第4表に連動します)
- ・未成年者控除の適用:該当の有無を選択します。(第6表に連動します)
- ・障害者控除の適用:該当の有無を選択します。(第6表に連動します)
- ・農業相続人:該当の有無を選択します。(第3表、第3表・第8表2、第12表等に連動します。)
- ・経営承継人:該当の有無を選択します。
- 第8の2表、第8の2表の付表1、第8の2表の付表2、第8の2表の付表3等に連動します。
- 特例経営承継人:該当の有無を選択します。
- 第8の2の2表、第8の2の2表の付表1、第8の2の2表の付表2、第8の2の2表の付表3等に連動します。
- ・林業経営相続人:該当の有無を選択します。(第8の3表、第8の3表の付表等に連動します。)
- ・医療法人持分相続人等:該当の有無を選択します。(第8の4表、第8の4表の付表等に連動します。)
- ・委託相続人:該当の有無を選択します。(※第8の5表及び付表は別途作成する必要があります。)
- ・特例事業相続人等:該当の有無を選択します。
- 第8の6表、第8の6表の付表1、第8の6表の付表3、第8の6表の付表4等に連動します。
- ・特定計画山林相続人等:該当の有無を選択します。(第11・11の2表の付表4に連動します。)
- ・死亡相続人:該当の有無を選択します。
- ・延納申請:該当の有無を選択します。(※延納申請書が作成されます。)
- ・物納申請:該当の有無を選択します。(※物納申請書が作成されます。)

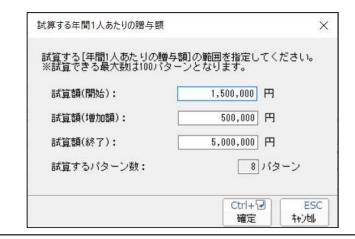
- (3)シミュレーション機能
- 1)生前贈与シミュレーション



「贈与情報」で登録した人数が連動されます。

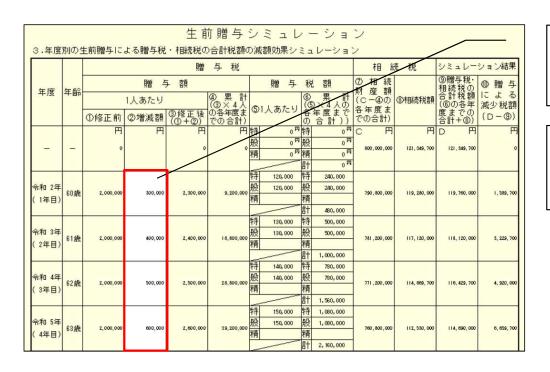
生前贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果をシミュレーションすることができます。

・シミュレーション例 試算額を「1,500,000円」からスタートして、最大額を「5,000,000円」に 設定し、「500,000円」ずつ贈与額を増加する場合





- (3)シミュレーション機能
- 1) 生前贈与シミュレーション

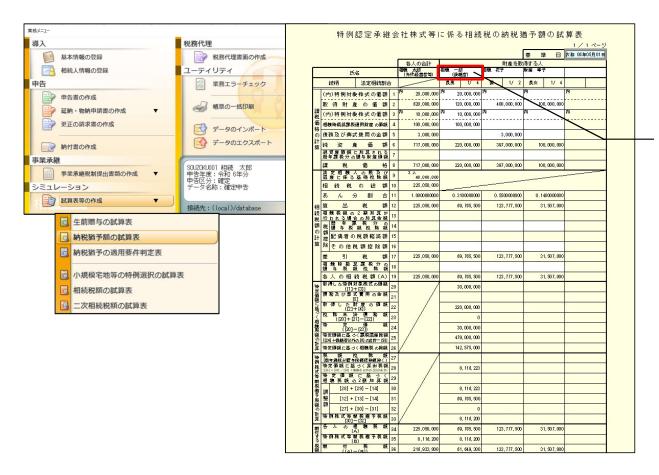


- ・年別の生前贈与による贈与税・相続税の合計税額の減額効果を確認することができます。
- ・増減額の入力が自由にできるので、様々なシミュレーションを行うことができます。

#### そのほか

- ・小規模宅地等の特例選択の試算表
- ・相続税額の試算表
- ・二次相続税額の試算表の作成が可能です。

- (3) シミュレーション機能
- 2)特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額の試算表



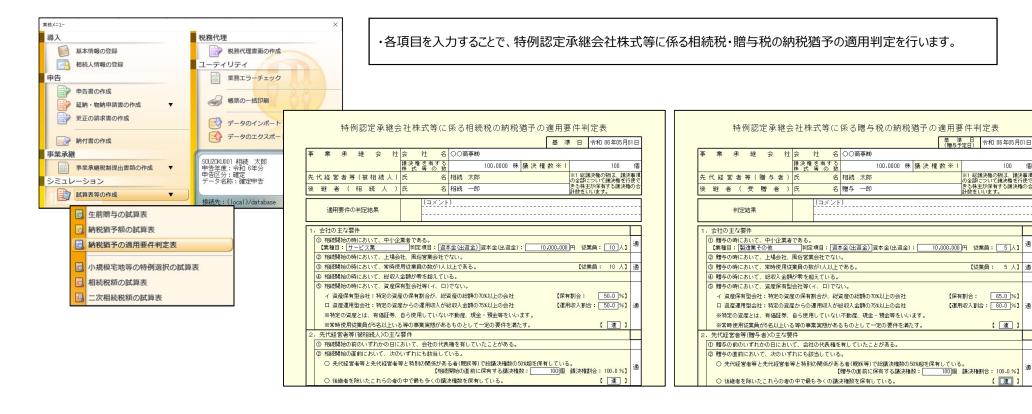
・「特例認定承継会社株式等に係る相続税の納税猶予額」の 試算が行えます。

・「財産を取得する人」の入力枠をダブルクリックし、必要な項目を 入力します。



※後継者に該当する場合には、「該当する」を選択してください。

- (3) シミュレーション機能
- 3)特例認定承継会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用判定



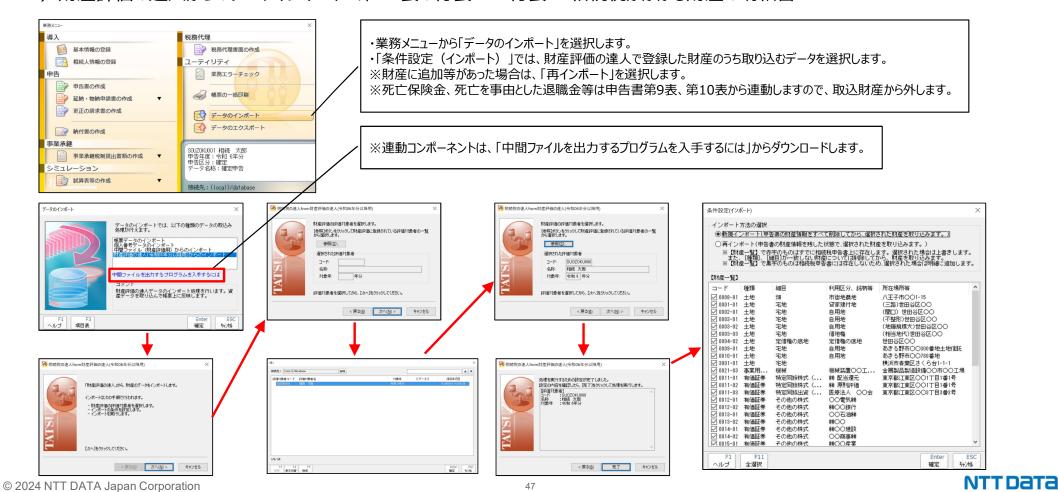


[ 連

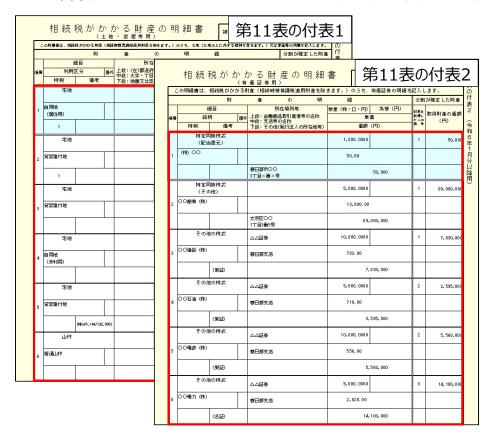
# 03.

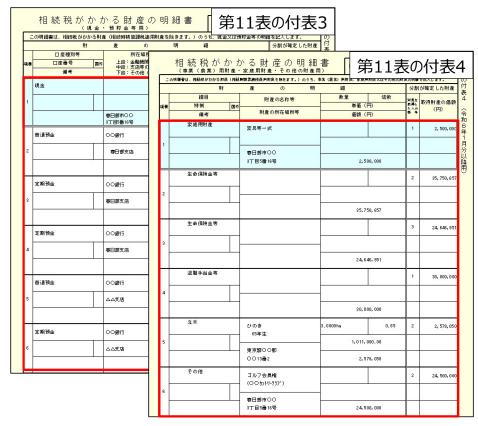


- (1) 相続税申告書の作成
- 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表の付表 1 ~付表4 相続税がかかる財産の明細書



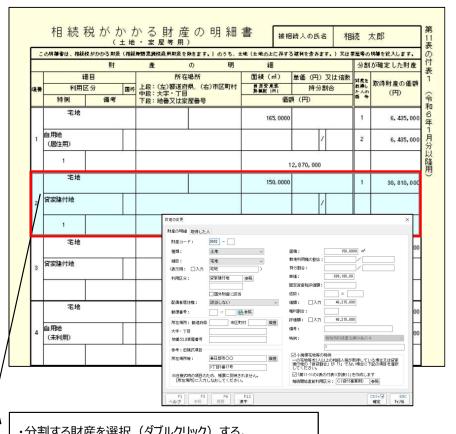
- (1) 相続税申告書の作成
- 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表の付表 1 ~付表4 相続税がかかる財産の明細書
  - ・財産評価の達人からインポートしたデータが、第11表の付表 1 ~付表4へ各財産ごとに取り込まれます。

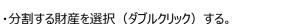


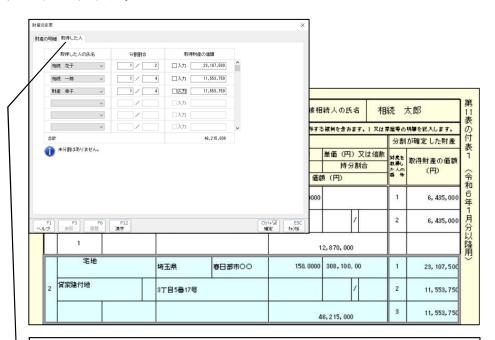




- (1) 相続税申告書の作成
- 2) 相続財産の分割 相続税がかかる財産の明細書(例:第11表の付表1)



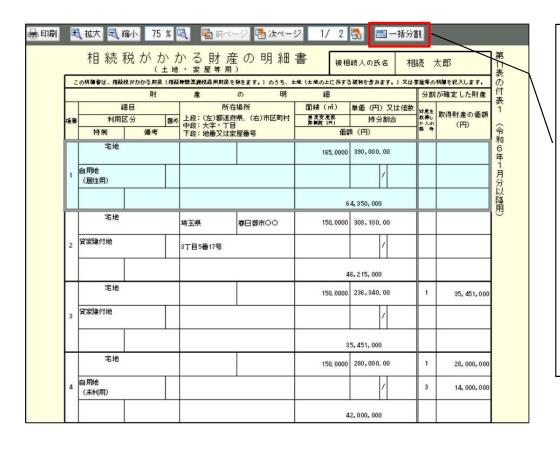


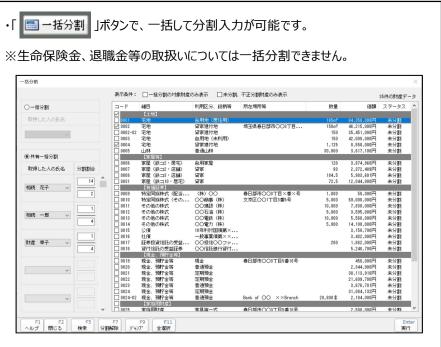


- ・「取得した人」タブで取得した人毎に分割割合を入力する。
- ・ダイアログボックス下部の表示が「未分割はありません」になるよう調整する。
- ・申告書第11表の付表1の「分割が確定した財産」欄に反映されます。

Point:小規模宅地等の特例を選択する資産は、ここでの分割は必要ありません。

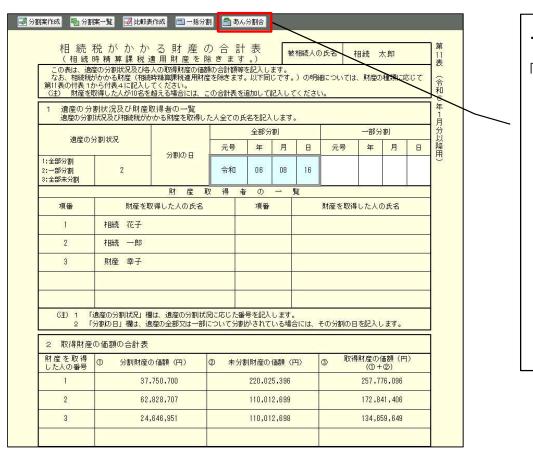
- (1) 相続税申告書の作成
- 2) 相続財産の分割 相続税がかかる財産の明細書(例:第11表の付表1)

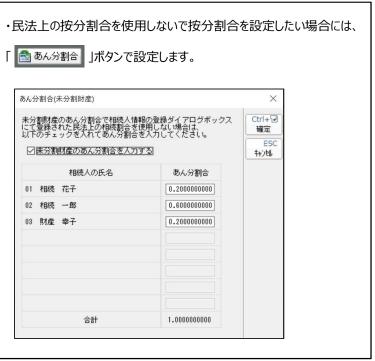




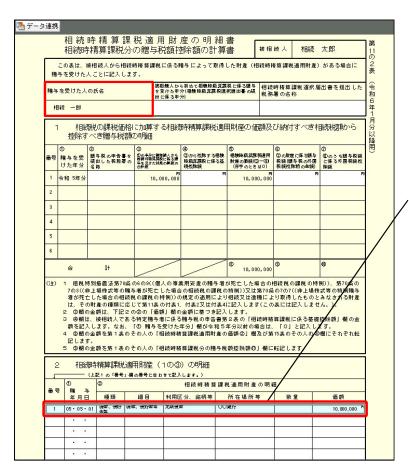


- (1) 相続税申告書の作成
- 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表 相続税がかかる財産の合計表





- (1) 相続税申告書の作成
- 3)第11の2表(直接入力)



令和6年1月1日以後の相続時精算課税に基礎控除額(110万円)が控除されることとなったため、 各相続人ごとに作成する様式になりました。

Ctrl+₩

確定

キャンセル

参照

10,000,000

F12

漢字

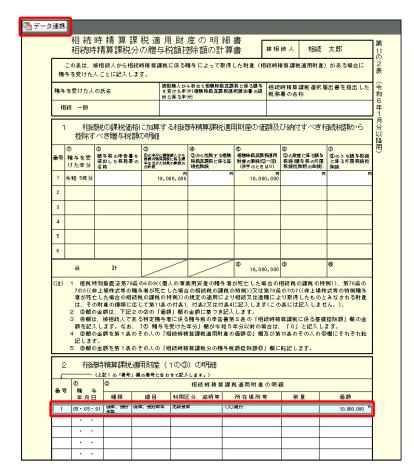
参照

数量:

価額:

入力したい行をダブルクリックします。

- (1) 相続税申告書の作成
- 3) 第11の2表(贈与税の達人からのデータ連携)





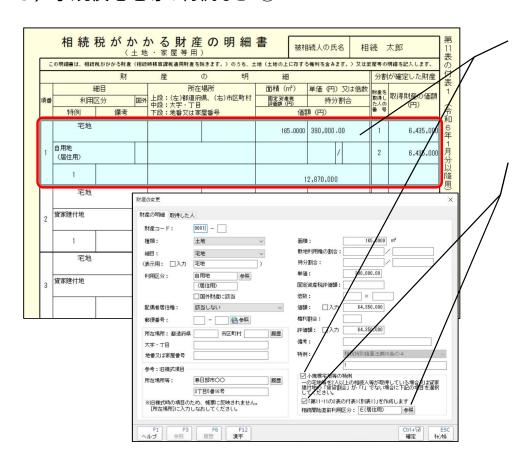
- (1) 相続税申告書の作成
- 4) 第9表 生命保険金など、第10表 退職手当金など の作成





- 入力したい行をダブルクリックします。
- ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。
- ※同一の保険金・退職金を複数の相続人で受け取る場合には、「共有取得」を選択し、「取得した人の氏名」「取得割合」を入力します。
- ※非課税限度額は自動計算します。

- (1) 相続税申告書の作成
- 5) 小規模宅地等の特例など ①

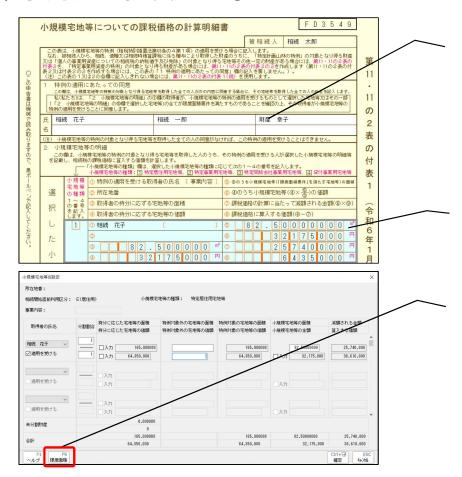


- ・小規模宅地等の特例を計算するには第11表の付表1の該当資産を開き、「小規模宅地等の特例」にチェックを入れます。
- ※小規模宅地等の特例を選択した資産は、「取得した人」の情報が削除されます。



- ・該当する小規模宅地の利用形態において付表を作成する場合には、「「第11・11の2表の付表1(別表1)」を作成します。」にチェックを入れ、さらに、「相続開始直前利用区分」を選択します。
- ※一つの物件で複数の利用形態がある場合には、第11表の資産の登録において、その利用 形態に応じ分割して入力しておきます。

- (1) 相続税申告書の作成
- 5) 小規模宅地等の特例など ②



・特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。



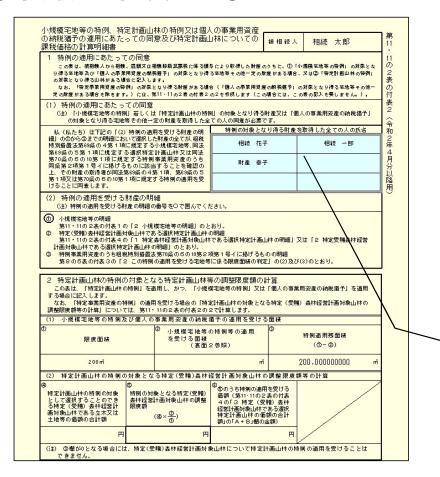
- ・小規模宅地等の特例が選択された資産が表示されます。
- ・ダイアログボックスを開き、①取得者の氏名を選択します。
- ※この分割の情報が第11表の付表1に転記されます。

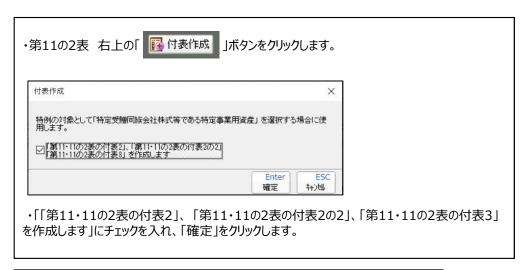


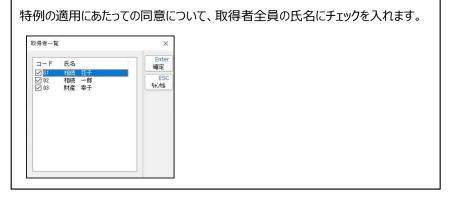
・「F9:限度面積」ボタンで、特例の限度計算結果を確認することができます。



- (1) 相続税申告書の作成
- 5) 小規模宅地等の特例など ③

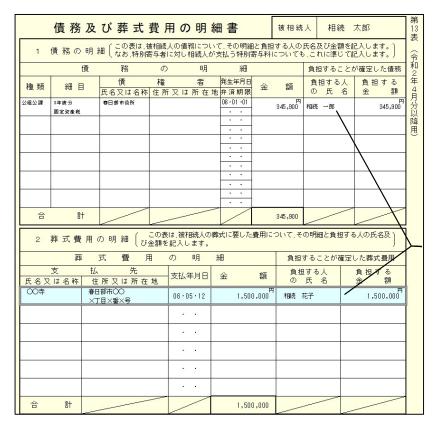








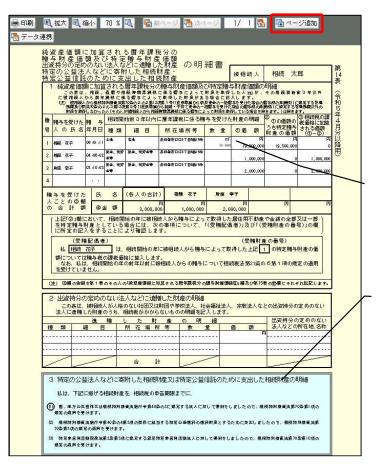
- (1) 相続税申告書の作成
- 6) 第13表 債務葬式費用等

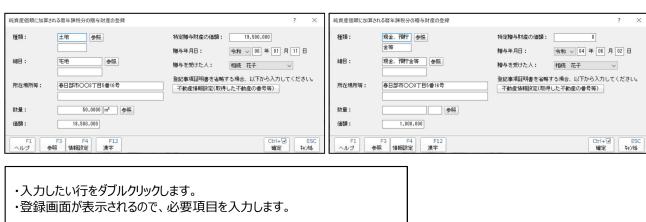


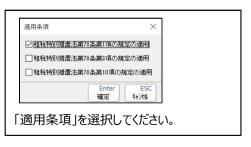


- 入力したい行をダブルクリックします。
- ・登録画面が表示されるので、必要項目を入力します。 ※同一の債務及び葬式費用を複数の相続人で受け取る場合には、 「共同負担」を選択し、「負担する人の氏名」「負担割合」を入力します。

- (1) 相続税申告書の作成
- 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等(直接入力)

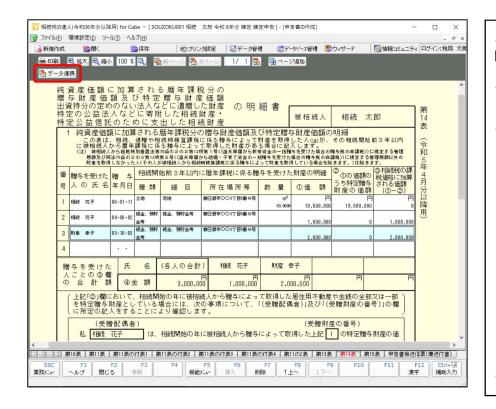


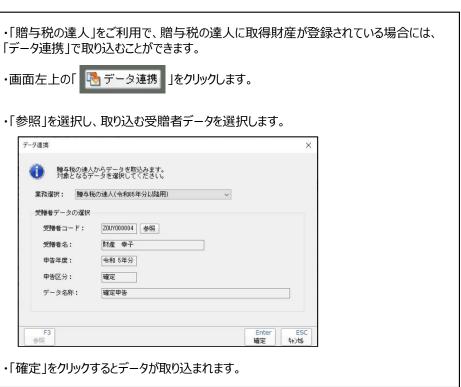




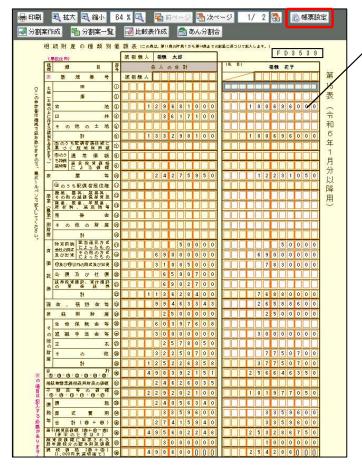
※行数が多い場合は、画面右上にある「 📢 ベージ追加 🛮 」をクリックします。

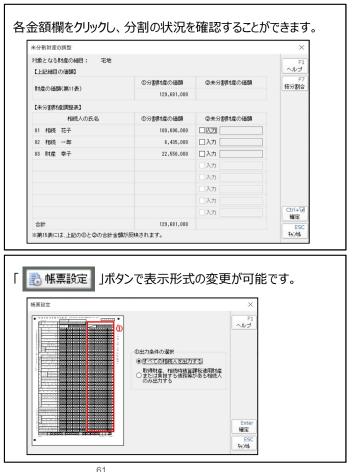
- (1) 相続税申告書の作成
- 7) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等(贈与税の達人からのデータ連携)





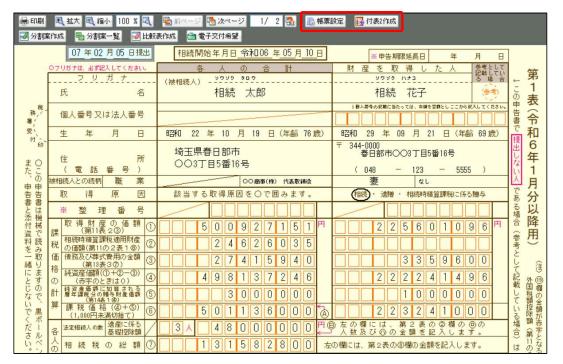
- (1) 相続税申告書の作成
- 8) 第15表 相続財産の種類別価額表



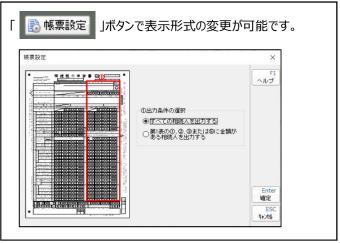




- (1) 相続税申告書の作成
- 9) 第1表 課税価格、相続税額 ①

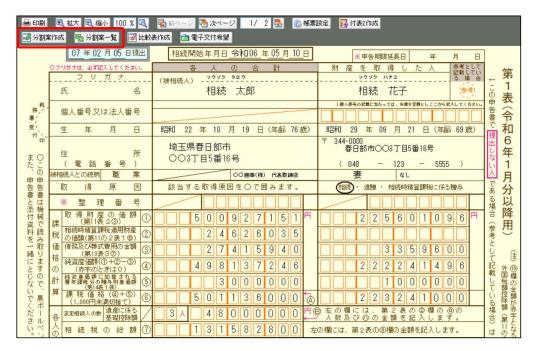


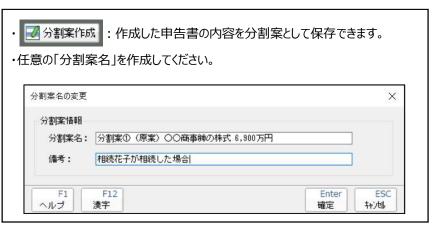


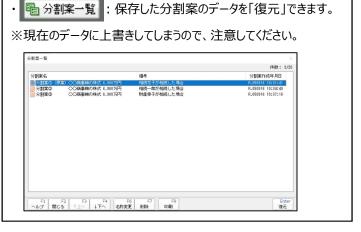




- (1) 相続税申告書の作成
- 9) 第1表 課税価格、相続税額 ②

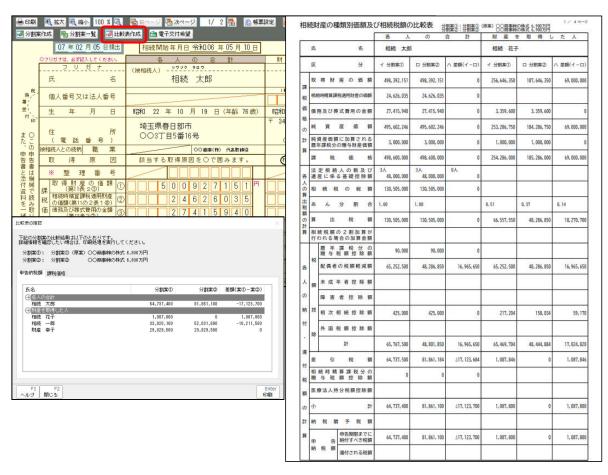




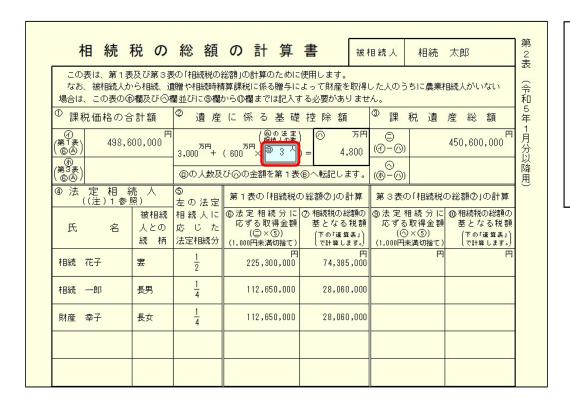


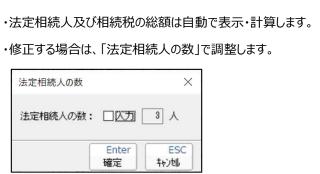


- (1) 相続税申告書の作成
- 9) 第1表 課税価格、相続税額 ③



- (1) 相続税申告書の作成
- 10) 第2表 相続税の総額の計算書





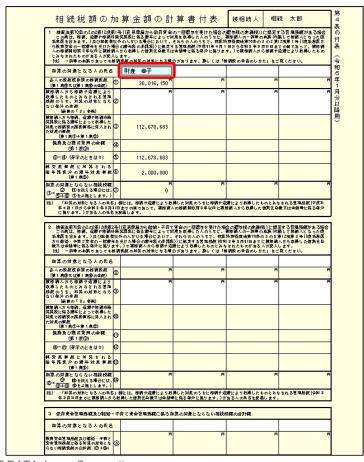
- (1) 相続税申告書の作成
- 11) 第4表 相続税額の加算金額の計算書

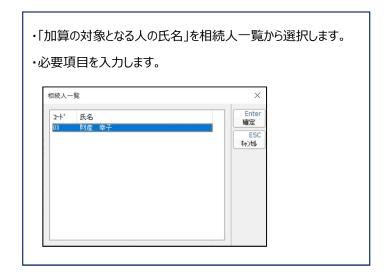


- ・「相続人情報の登録」で「2割加算の適用」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。
- ・必要項目を入力します。



- (1) 相続税申告書の作成
- 12) 第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表

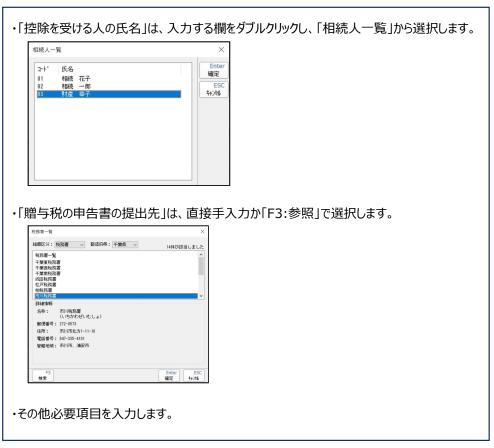




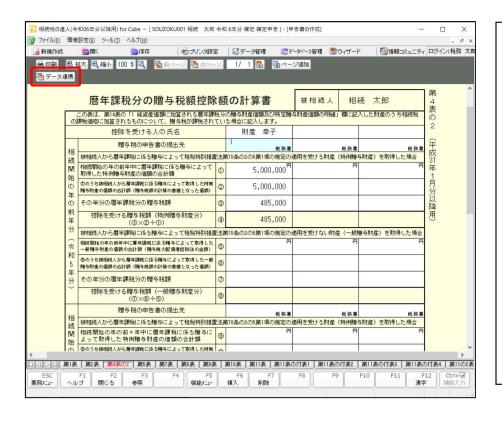


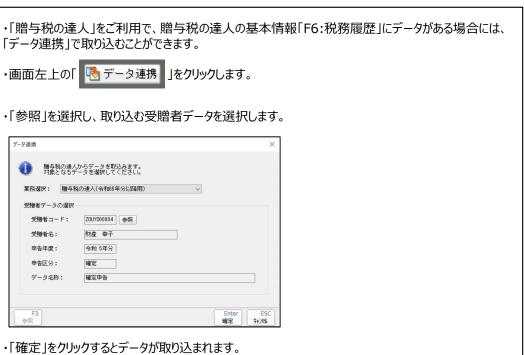
- (1) 相続税申告書の作成
- 13) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書(直接入力)



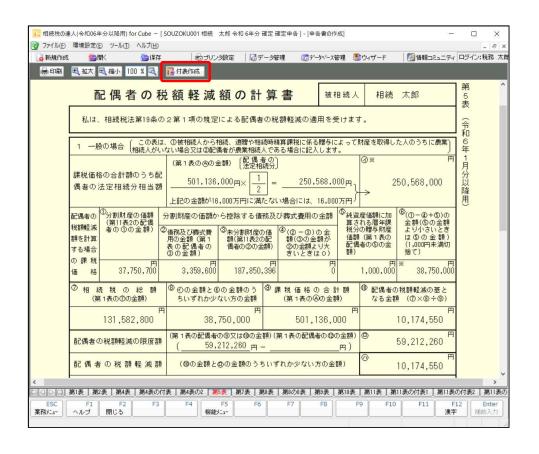


- (1) 相続税申告書の作成
- 13) 第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書(贈与税の達人からのデータ連携)



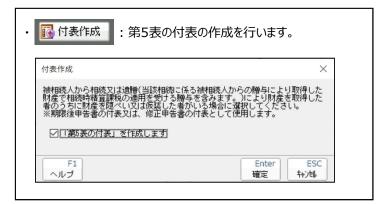


- (1) 相続税申告書の作成
- 14) 第5表 配偶者の税額軽減額の計算書



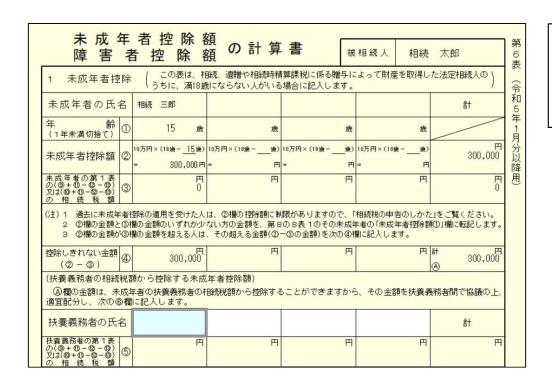
・計算書は自動計算します。

※「相続人情報の登録」で「配偶者税額軽減の特例」を「受ける」に設定した相続人が表示されます。





- (1) 相続税申告書の作成
- 15)第6表 未成年者控除 障害者控除

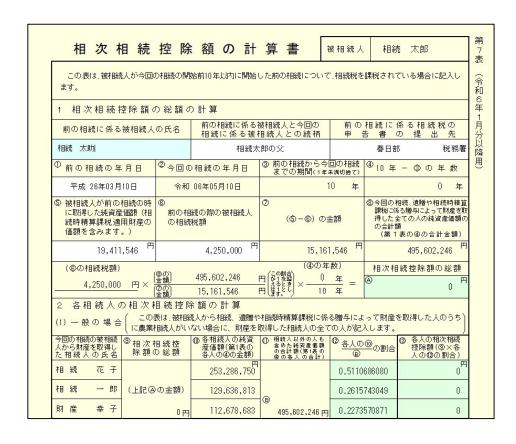


・相続人に未成年者、障害者がいる場合に入力します。

※「相続人情報の登録」で「未成年者控除の適用」「障害者控除の適用」を 「該当する」に設定した相続人が表示されます。



- (1) 相続税申告書の作成
- 16) 第7表 相次相続控除

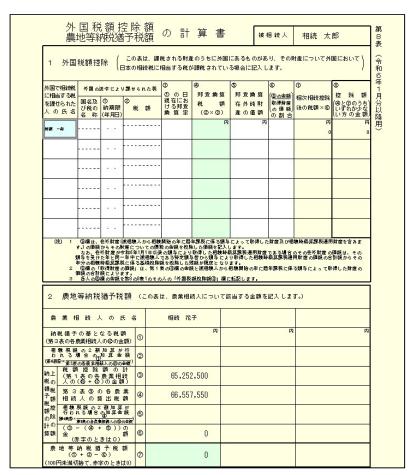




※「前の相続に係る被相続人の氏名」欄に氏名を入力すると、画面上部の「前被相続人一覧」に表示されます。

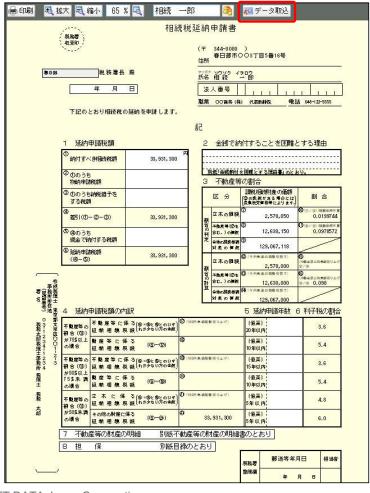


- (1) 相続税申告書の作成
- 17) 第8表 外国税額控除 農地等納税猶予税額



- 1. 外国税額控除該当がある場合に、入力します。
- 2. 農地等納税猶予税額 ※「相続人情報の登録」で「農業相続人」を「該当する」に設定した相続人が表示されます。

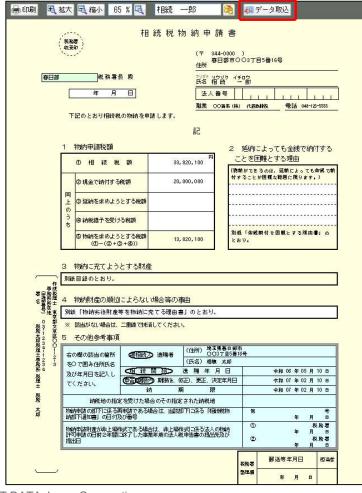
#### (2)延納申請書の作成

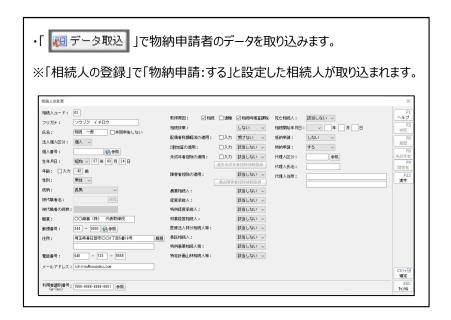






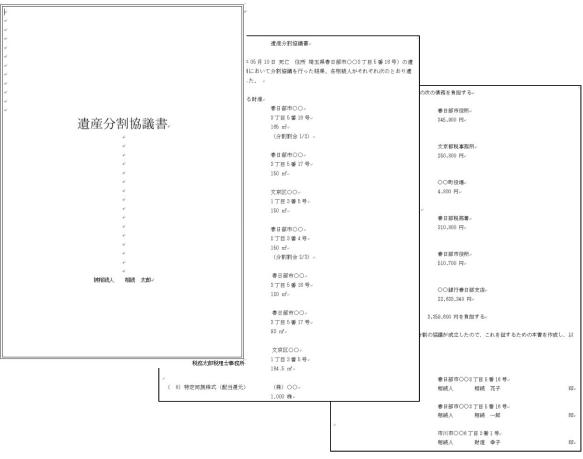
#### (3)物納申請書の作成





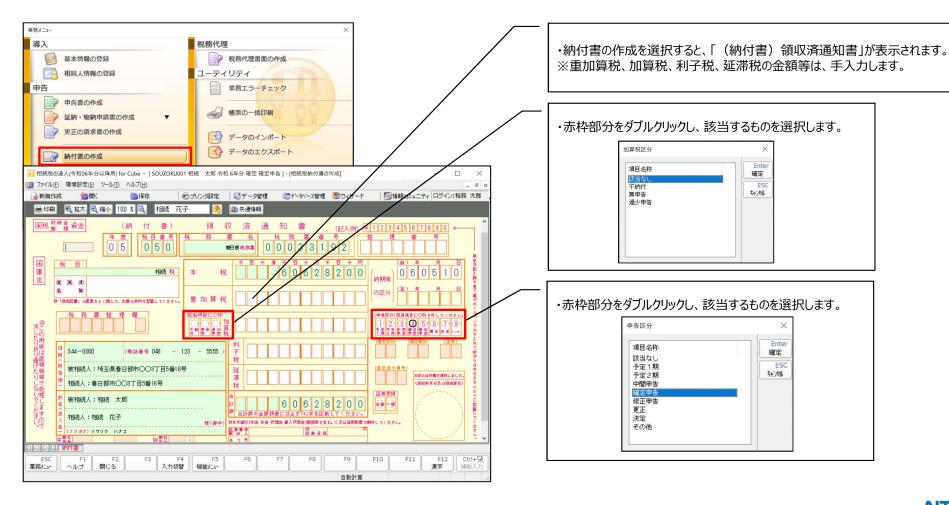
(4) データのエクスポート(遺産分割協議書)





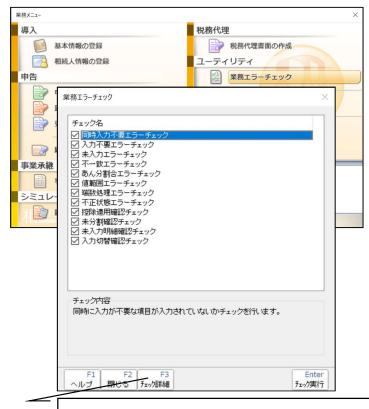


#### (5)納付書の作成



#### (6)業務エラーチェック

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



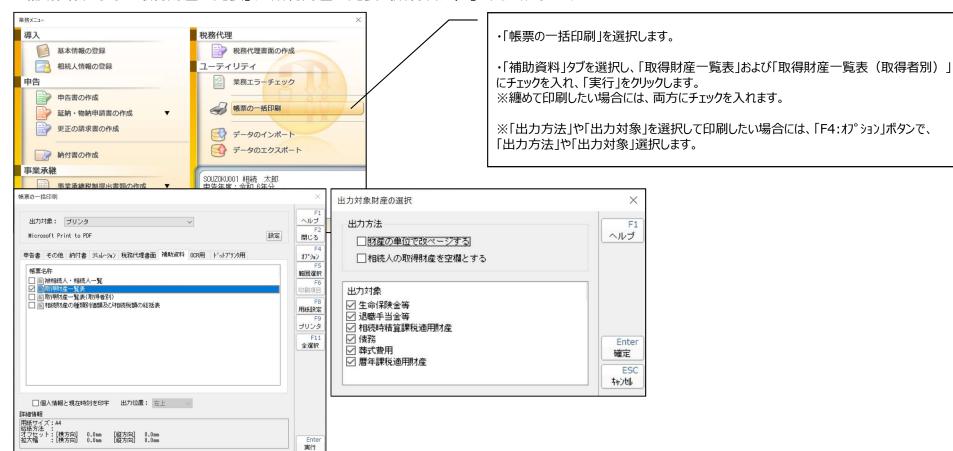
・「F3:チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。





#### (7) 帳票の一括印刷

■補助資料として、「取得財産一覧表」や「所得財産一覧表(所得者別)」の出力ができます。



04.

「電子申告の達人」基本操作



#### 【機能追加】 国税(Ver.1.25.0.15の内容:令和6年9月21日リリース版)

#### 1. 自動ダイレクトへの対応

2024年4月1日よりe-Taxにおいて、ダイレクト納付の機能に自動ダイレクトが追加されたことに対応。

本対応に伴い、以下のとおり画面を変更/追加しました。

※自動ダイレクトの詳細について、以下の国税庁ホームページの「G-2-2 ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)の手続き」-- 「自動ダイレクト」 をご確認ください。

URL: <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm#jidoudirect</a>

#### ①「オプション]画面の変更

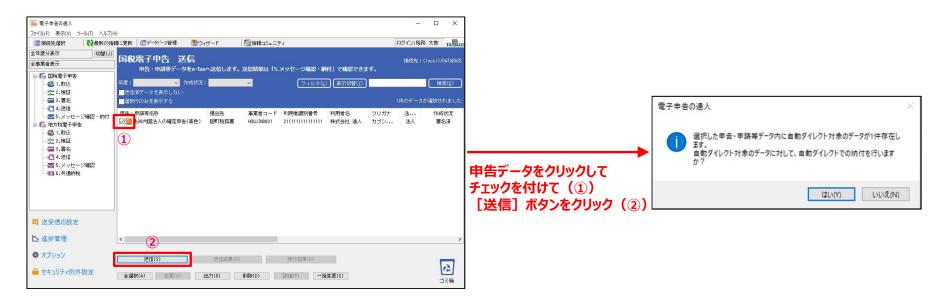
・ [送信] タブに [自動ダイレクト送信の要否] を追加。 「電子申告の達人」において、 [自動ダイレクト送信の要否] – [申告データ 送信時、自動ダイレクトでの送信を行う] の初期値は、チェックが付いています。自動ダイレクトでの送信を利用しない場合は、 [申告データ送信時、自動ダイレクトでの送信を行う] をクリックしてチェックを外すことで、送信時に自動ダイレクトでの送信の要否を確認するメッセージ画面を 非表示にできます。





#### 【機能追加】 国税(Ver.1.25.0.15の内容:令和6年9月21日リリース版)

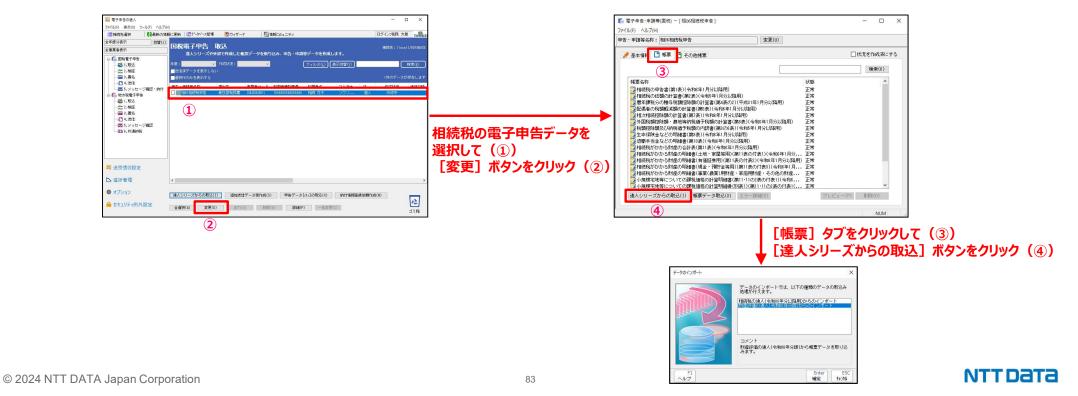
- ②メッセージ画面の追加
  - ・ [4.送信] 画面で申告・申請等データをクリックしてチェックを付け、 [送信] ボタンをクリックした際、選択した申告・申請等データに自動 ダイレクトの対象データが存在する場合、自動ダイレクトでの送信の要否を確認するメッセージ画面を表示するよう対応



※操作手順について、詳しくは『電子申告の達人(国税 法人税申告編)運用ガイド』を参照してください。

#### 【機能追加】 送受信の設定(Ver.1.25.0.15の内容: 令和6年9月21日リリース版)

- ③ [データのインポート] 画面
  - ・相続税の電子申告データをクリックして選択し、[変更]ボタンをクリックした際、[電子申告・申請等(国税)]画面 [帳票]タブで [達人シリーズからの取込]ボタンをクリックして表示される[データのインポート]画面を追加し、[財産評価の達人からのインポート]を 選択できるよう対応



#### 【機能追加】 国税(Ver.1.25.0.15の内容:令和6年9月21日リリース版)

2. 取り込み機能の追加(※「財産評価の達人」ご契約の方限定)

「財産評価の達人(令和06年分以降用)」(Ver:1.1.0.1)で作成した以下の帳票を、令和6年度の相続税申告の添付書類として取り込めるよう対応

#### 対応帳票

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第2表)

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

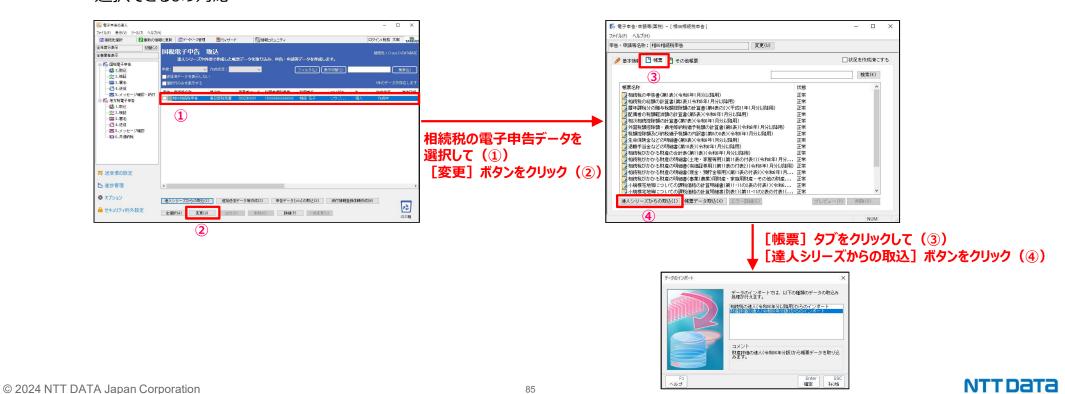
本対応に伴い、以下の画面を追加

- ①メッセージ画面
  - ・相続税のデータ取り込みの際、 [取込帳票選択] 画面で [確定] ボタンをクリックすると、「財産評価の達人」からのインポートの要否を確認するメッセージ画面を表示するよう対応



#### 【機能追加】 国税(Ver.1.25.0.15の内容:令和6年9月21日リリース版)

- ② 「データのインポート] 画面
- ・相続税の電子申告データをクリックして選択し、「変更」ボタンをクリックした際、「電子申告・申請等(国税)」画面 「帳票」タブで 「達人シリーズからの取込」ボタンをクリックして表示される「データのインポート」画面を追加し、「財産評価の達人からのインポート」を 選択できるよう対応



#### 【機能追加】 送受信の設定(Ver.1.25.0.15の内容: 令和6年9月21日リリース版)

#### 1. ボタンの追加/削除

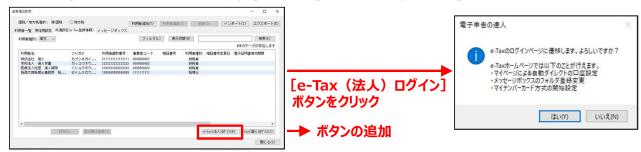
[国税/地方税選択]で選択した [国税] 及び [地方税] の、各タブのボタンにおいて、以下のとおり追加/削除しました。

#### ①ボタンの追加

・ [共通設定(e-Tax登録情報)] タブ及び[共通設定(eLTAX登録情報)] タブにおいて、以下のボタンを追加。 それぞれのボタンをクリックすると、e-Tax又はeLTAXポータルサイトのログインページを表示する旨のメッセージ画面を表示し、[はい]ボタンを クリックするとログインページを表示できます。

国税/地方税選択	タブ	ボタン
国税	共通設定(e-Tax登録情報)	e-Tax(法人)ログイン
		e-Tax(個人)ログイン
地方税	共通設定(eLTAX登録情報)	eLTAX□グイン

■画像は「共通設定(e-Tax登録情報)」タブで、「e-Tax(法人)ログイン」ボタンをクリックした場合です。



#### 【機能追加】送受信の設定(Ver.1.25.0.15の内容: 令和6年9月21日リリース版)

#### ②ボタンの削除

- ・「①ボタンの追加」に伴い、「メッセージボックス」タブにおいて、e-Tax又はeLTAXポータルサイトのログインページを表示した「設定」ボタンを 削除しました。
  - ■画像は[国税]の[メッセージボックス] タブの場合です。





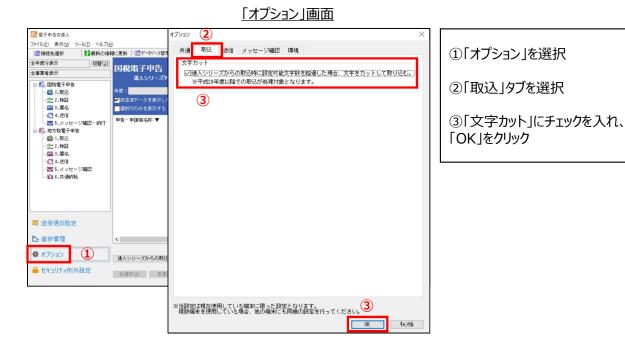
#### 2. 使用可能な文字の範囲拡大

[共通設定(eLTAX登録情報)] タブで該当の利用者を選択し、[設定] ボタンをクリックして表示される [共通設定(eLTAX登録情報)] 画面の、以下の項目の [設定] ボタンをクリックすると表示される各画面において、丸数字"①"、ローマ数字"Ⅱ"などの文字を使用できるよう変更

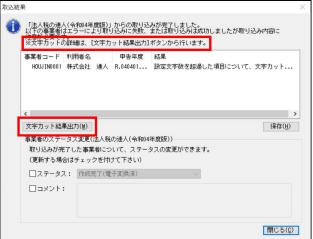
項目	画面		
利用者情報	利用者情報		
	代表者情報		
提出先・手続き情報	提出先登録		

#### 【補足】文字カット機能

- [1. 取込] 画面 [達人シリーズからの取込] ボタンからデータを取り込む際、取込対象のデータにe-Tax及びeLTAXで許容される文字数を超えて設定している項目が含まれていた場合、超過分の文字を自動的にカットしてデータを取り込む処理を任意で設定できる機能を追加しています。
- ※文字カット機能は設定を行った端末のみ有効となります。複数端末で利用している場合には他の端末にも同様の設定を行ってください。



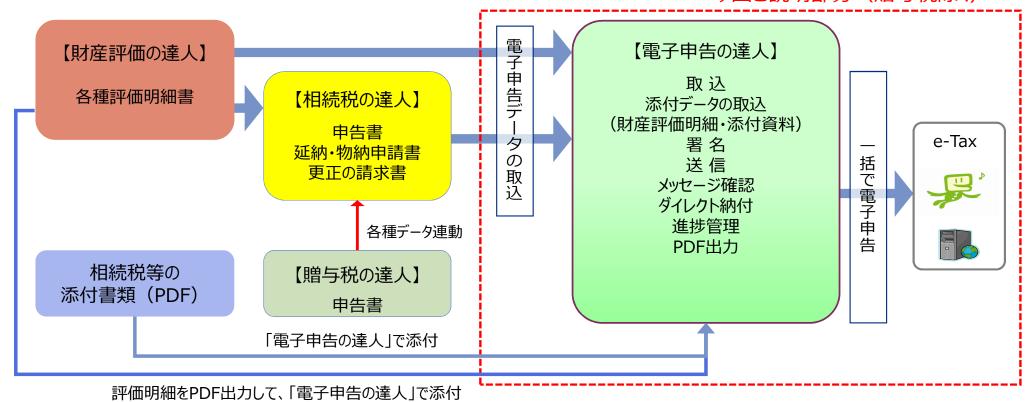
### 取込結果



「取込結果 |画面

#### 「電子申告の達人」を利用した相続税申告の一連の流れ

#### 今回ご説明部分(贈与税除く)



(注) 相続税電子申告においては、土地に関する評価明細の一部以外はすべてイメージ添付書類(PDF)もしくは郵送での提出となります。 ※贈与税電子申告では一部評価明細書(土地)のみ電子申告データとして送信可能

#### 相続税の電子申告について

- ▶ 電子申告の達人では、国税仕様に合わせ一回の送信で最大9人までの相続人の申告に対応しています。 相続人の申告が10人以上の場合には、複数個のデータを作成して対応します。
- ▶ 利用者識別番号は相続人ごとに取得が必要です。
  利用者識別番号を入力しないで送信した相続人分は、別途、紙での申告が必要です。
- ▶ 受付結果(メール詳細)は、代理送信を行った税理士および申告をした相続人それぞれのメッセージボックスに 保管されます。
- 添付書類はイメージデータ (PDF) での送信が可能です。申告書送信時に14MB、追加送信で14MB×10回、計154MB分の送信が可能です。※1送信あたり最大136ファイル

### 【電子申告対応帳票】

(令和6年8月31日現在)

1	第1表	10	第7表	19	第11・11の2表の付表1(別表1)	
2	第1表(続)	11	第8表	20	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	
3	第1表の付表2	12	第8の8表(令和5年1月以降用)	21	第13表	
4	第2表 相続税の総額の計算書	13	第9表 生命保険金などの明細書	22	第14表	
5	第4表 相続税額の加算金額の計算書	14	第10表 退職手当金などの明細書	23	第15表 相続財産の種類別価額表	
6	第4表の付表	15	第11表、第11表の付表1〜4 相続税がかかる財産の合計表 相続税がかかる財産の明細書	24	第15表(続)	
7	第4表の2	16	第11表の2表	. <del>1</del> 口%=	おおびの中でもなべた。 (サント・カン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	第5表 配偶者の税額軽減額の計算書	17	第11・11の2表の付表1	<ul><li>・相続税の申告書等送信票(兼送付書)</li><li>・申告書の作成に関する計算事項等記載書面(資)</li><li>・申告書に関する審査事項等記載書面(資)</li><li>・税務代理権限証書</li></ul>		
9	第6表	18	第11・11の2表の付表1(続)			

※上記以外の帳票(第8の2の2表など)については、イメージ添付書類(PDF)での送付が可能です。(一部対象外あり)

対象となる添付書類については、以下のURLを参照願います。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf



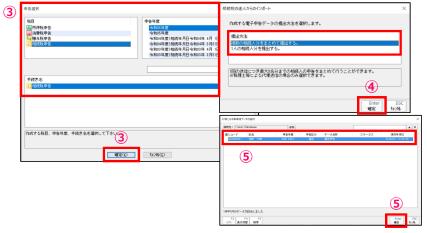
### (1) 申告データの取込

相続税の達人で作成した申告データを電子申告データに変換して取込みます。



相続人ごとの利用者識別番号の入力や送信票(送付書)作成は、事前に「相続税の達人」で済ませておきます。

- ①「1.取込」を選択し、「達人シリーズからの取込」をクリック ※「送信済データを表示しない」にチェックを入れます。
- ②「達人シリーズからの取込」画面で、「手続きの種類(今回は「申告」)」、「法人個人区分(今回は「個人」)」をそれぞれ選択し、「次へ」をクリック



- ③「申告選択」画面で、「税目」「申告年度」「手続き名」をそれぞれ選択し、「確定」をクリック
- ④複数の相続人の申告をまとめて提出する場合には、「複数の相続人分を まとめて提出する」を選択し、「確定」をクリック
- ※相続人が1人の場合には、「1人の相続人分を提出する」を選択します。
- ⑤「取込むデータを選択し、「確定」をクリック



#### (1) 申告データの取込





- ⑥提出する相続人にチェックが入っていることを確認し、「確定」をクリック ※デフォルトはすべてにチェックが入っています。
- ⑦一覧から「代表相続人」を選択し、「確定」をクリック 取込むデータを選択し、「確定」をクリック
- ⑧取込む帳票を確認し、「確定」をクリック
- ※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。
- ⑨続いて、「財産評価の達人」からのインポートを行う画面が表示されるので、
- ・取込む場合には「はい」をクリック
- ・取込まない場合には「いいえ」をクリック
- ※今回は「いいえ」をクリック

- ⑩取込結果が表示されるので、確認後、「閉じる」をクリック
- ※ステータスの変更やコメントを入力したい場合には、それぞれにチェックを入れ、変更・入力をしてください(ステータス、コメントは申告書作成ソフト側に反映されます)
- ⑪申告・申請等データ表示領域に、申告書が取込まれます。



#### (1) 申告データの取込



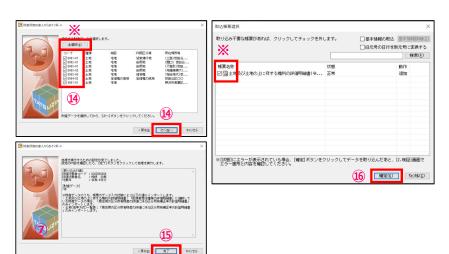
- ⑥提出する相続人にチェックが入っていることを確認し、「確定」をクリック ※デフォルトはすべてにチェックが入っています。
- ⑦一覧から「代表相続人」を選択し、「確定」をクリック
- ⑧取込む帳票を確認し、「確定」をクリック
- ※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。
- ⑨続いて、「財産評価の達人」からのインポートを行う画面が表示されるので、
- 取込む場合には「はい」をクリック
- ・取込まない場合には「いいえ」をクリック
- ※今回は「はい」をクリック

#### ⑩「次へ」をクリック

- ※取込対象の帳票は以下になります。
- ・「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」の第1表、第2表
- ・「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」及び「土地(倍率方式)一覧表」の 居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書
- ⑪「参照」をクリック
- 迎取込む評価対象者を選択し、「確定」をクリック
- ⑬「次へ」をクリック



#### (1) 申告データの取込



- ⑭取込む財産データにチェックを入れ、「次へ」をクリック ※デフォルトはチェックが入っていません。
- ※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。
- ⑤「完了」をクリック
- ⑯取込む帳票を確認し、「確定」をクリック
- ※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。



- ②取込結果が表示されるので、確認後、「閉じる」をクリック
- ※ステータスの変更やコメントを入力したい場合には、それぞれにチェックを入れ、 変更・入力をしてください(ステータス、コメントは申告書作成ソフト側に反映されます)
- ⑱申告・申請等データ表示領域に、申告書が取込まれます。

#### (2) 申告データの参照

取込んだ申告データをプレビュー画面で確認します。





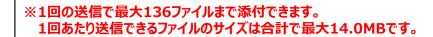
- ①「1.取込」を選択
- ②参照する申告データを選択し、「詳細」をクリック

- ④「帳票確認」画面で「確定」をクリックするとプレビュー画面が表示されます。
- ⑤確認終了後、右上の「×」をクリック

#### (3)添付書類(イメージデータ)の取込(個別添付)

別途提出が必要な特定の添付書類は、イメージデータ(PDF)で提出することができます。 作成済みの申告データから添付書類用の別データを作成し、申告書データと一緒に送信できます。





- ①「1.取込」を選択
- ②添付書類を取込む申告データを選択し、「追加送信データ等作成」から「イメージ添付書類の作成」をクリック
- ③「追加」をクリック
- ※手続き名の内容は、「編集」ボタンで変更ができます。



- ④ファイル名の「参照」をクリック
- ⑤添付するファイルを選択し、「開く」をクリック
- ⑥「OK」をクリック
- ※「添付書類名称」は、ファイル名が自動で設定されますが、変更も可能です。
- ⑦[x |をクリック
- ※続けてファイルを取込む場合には、③~⑥の操作を繰り返します。
- ※ 添付データが14MBを超える場合は、申告データを送信後に追加で10回まで送信可能

### (3)添付書類(イメージデータ)の取込(個別添付)



- ⑧ 「はい」をクリック
- ⑨「OK」をクリック
- ⑩申告・申請等データ表示領域に、イメージ添付書類データが作成されます。
- ※対象となる添付書類
- e-Taxホームページの「e-Taxをご利用になる場合の流れ」にある「添付書類のイメージデータによる提出について」に記載されています。

#### 下記URL参照

https://www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm



#### (3)添付書類(イメージデータ)の取込(一括添付)

添付したいファイルを複数選択し、添付ファイル表示欄にドラッグ&ドロップすることで一括してファイルを添付することができます。



①「1.取込」を選択

②添付書類を取込む申告データを選択し、「追加送信データ等作成」の「イメージ添付書類の作成」をクリック

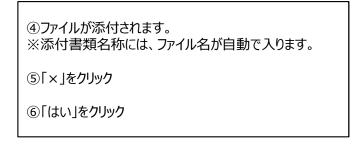


③添付ファイルのフォルダを開き、添付するファイルを複数選択後、 ドラッグ&ドロップでファイルを添付



### (3)添付書類(イメージデータ)の取込(一括添付)







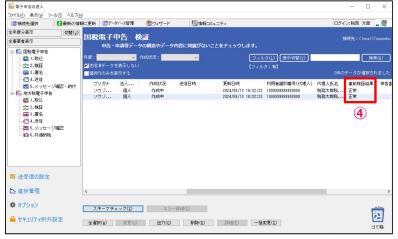
⑦「OK」をクリック

⑧中告・申請等データ表示領域に、イメージ添付書類データが作成されます。

### (5)検証



- ※検証(スキーマチェック)は電子申告データのファイル構造に問題がないかをチェックする機能であり、本来は送信時に自動で実施されますが、件数が多い時には非常に時間がかかります。この操作を事前に行うことで送信時には省略され、送信時間が短縮されます。
- ①「2.検証」を選択
- ②検証する申告・申請データにチェックを入れ、「スキーマチェック」をクリック
- ※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。
- ③「OK |をクリック



④事前検証結果の欄が「正常」になっていることを確認

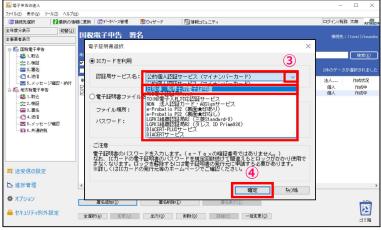


### (6) 署名

・ICカード形式の電子証明書を利用する場合



- ①「3.署名」を選択
- ②署名する申告データにチェックを入れ、「署名追加」をクリック ※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。



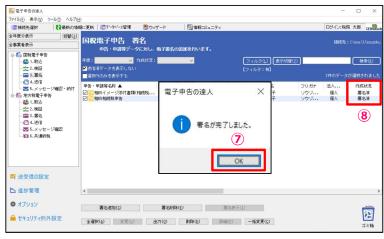
- ③「電子証明書選択」画面で「▼」をクリックし、「日税連 税理士用電子証明書」を選択
- ④「確定」をクリック

### (6)署名



⑤暗証番号(PINコード)を入力し、「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック

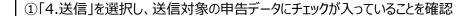


- ⑦「OK」をクリック
- ⑧作成状況が「署名済」になっていることを確認

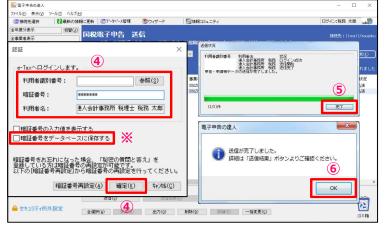
#### (7)送信

署名済の電子申告データをe-Taxに送信します。



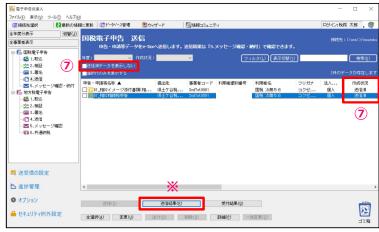


- ②「送信」をクリック
- ③「はい」をクリック



- ④「認証」画面が表示されるので、「利用者識別番号」と「利用者名」が代理送信する税理士のものであることを確認し、暗証番号を入力して、「確定」をクリック
- ※「暗証番号をデータベースに保存する」にチェックを入れることで、次回の送信から暗証番号の入力が不要になります。
- ※メッセージボックスに共通フォルダ以外のフォルダを作成している場合、「受信通知格納フォルダ選択」 画面が表示されます。
- ⑤「完了」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

### (7)送信





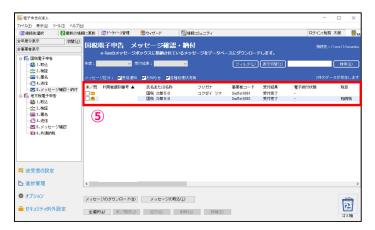
⑦「送信済データを表示しない」のチェックを外し、送信したデータにエラーがない場合には、作成状況が「送信済」となり、エラーがあった場合には「送信済(エラー)」と表示されます。

※作成状況が「送信済(エラー)」の場合には、「送信結果」をクリックし、「即時通知」のエラー情報にて、エラー内容を確認します。

#### (7) メッセージ確認

・メッセージのダウンロード





相続税の「受付結果(メール詳細)」は自動ではダウンロードできないため、以下の手順でダウンロードを行います。

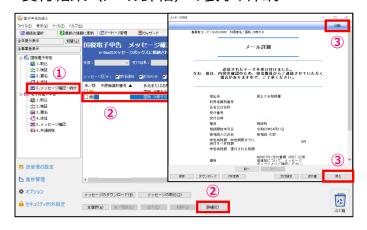
- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択し、「メッセージのダウンロード」をクリック
- ②「受信利用者確認」画面で、「確定」をクリック
- ※必要に応じて、個別にダウンロードしたい利用者を選択することもできます。
- ※パスワード付きのフォルダを作成してる場合は、パスワード入力後にダウンロードします。
- ③「OK」をクリック
- ④メッセージのダウンロードが完了したら、「閉じる」をクリック

⑤送信した相続人分の受付結果がダウンロードされます。



#### (7) メッセージ確認

・受付結果(メール詳細)の表示、印刷



・受付結果(メール詳細)の一括印刷



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②受付結果(メール詳細)を表示するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③メール詳細が表示されます。 メール詳細を印刷する場合には、右上の「印刷」をクリック 確認終了後、「戻る」をクリック
- ※受付結果(メール詳細)は、「4.送信」の画面でも表示することができます。

- ① [5.メッセージ確認・納付 |を選択
- ②対象のデータにチェックを入れ、「出力」をクリック
- ③出力対象のメッセージ詳細と必要なものを選択 出力方法は「印刷」を選択し、「OK」をクリック
- ④「印刷実行」をクリック
- ⑤「印刷」をクリック

#### (7) メッセージ確認

受付結果に添付された実際の送信データを申告書の形式でPDFに出力することができます。 また、「受付日時」や「受付番号」が付与されているので、顧問先に提出する申告書(控)として利用することもできます。

・申告データのプレビュー(PDF形式)



- ① [5.メッセージ確認・納付]を選択
- ② P D F 変換するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④「プレビュー」をクリック



- ・申告データが表示されます。
- ※全ての帳票に、「電子申告完了済」「受付日時」「受付番号」が付与されます。

## 4. 「電子申告の達人」基本操作

### (7) メッセージ確認

・申告データの保存(PDF形式)



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ② P D F 形式で保存するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④「保存」をクリック



- ⑤保存先を指定して、「保存」をクリック
- ⑥「閉じる」をクリック
- ※印刷をする場合には、保存したPDFを開いて印刷してください。

# 05.

新サービス 達人Cube「不動産評価」のご紹介



## 5. 新サービス達人Cube「不動産評価」のご紹介

### 1. 達人Cube「不動産評価」とは

- 2億5000万件超の不動産データをもとに、AIがアパート、マンションの賃料・販売価格を査定
- 将来にわたっての賃料・販売価格の推移も予測
- 購入・活用した際の収益性を判断するシミュレーション(自己資金や銀行融資の金利など細かく設定が可能)



#### **こんな方におすすめです!**

顧問先から相続に関連して不動産の建築・売買の相談を受けている 不動産の情報は不動産業者に頼るしかなく、恣意的な査定に依存している気がする 顧問先から相談があった時、自分で不動産に関する情報を集めるのは手間がかかる Point 0 1

不動産業者に頼らずとも、AIが分析した客観的な根拠に基づいて顧問先と会話ができ、理解してもらいやすくなります。

Point 02

スピーディに査定・シミュレーションができるため、顧問先からの相談に即お答えでき、コンサルティング業務の幅が広がります。

Point 03

将来的なお金の流れを把握する ことで、顧問先が保有する資産の 税金の試算に活かせます。



## 5. 新サービス達人Cube「不動産評価」のご紹介

#### 2. 達人Cube「不動産評価」の機能



#### AI査定

所在地、広さ構造などを入力することで、AIが賃料、空室率、価格などを査定。2億5000万件を超える不動産データから、AIが50年先までの査定を高精度で実現します。

収益物件、実需物件としてそれぞれ査定、比較が可能です。



### 投資シミュレーション

物件のAI査定と組み合わせて、投資(賃貸活用)した際の利回り等を シミュレーション可能。IRR(全期間利回り)を用いた高度な収支計算 ができます。自己資金、ローン金利、減価償却などの条件を柔軟かつ詳 細に設定でき、複数の想定パターンでシミュレーションすることもでき ます。



#### 市場分析

指定した駅周辺の賃料相場や専有面積の分布など、物件に関する地域別の情報の他、ハザードマップ、周辺の病院、スーパーの分布など、物件周辺の住環境に影響する情報なども表示・出力が可能。 建築計画がある大型施設の情報なども収集されており、現在から近い将来にかけての周辺状況を把握、予測することで、物件の収益性予測に役立ちます。



### 事例検索

簡単な物件の条件入力で、賃貸/売買事例を表示ができ、地図上へのマッピングが可能です。

同じ条件の物件をまとめて参照し、指定した地域での相場を知ることができます。



サンプル物件

# 中古1棟マンション リーウェイズマンション渋谷

27,000万円 月額家賃収入

840,000円

表面利回り

約3.73%





新宿駅徒歩圏の 閑静な住宅 エリア

名 称 リーウェイズマンション渋谷 価格 27,000万円

所在 東京都渋谷区代々木2丁目 小田急線『南新宿駅』徒歩3分 権利 所有権

敷地面積 149.09㎡ 地目 宅地 地勢 平坦 接面道路 公道 道路幅員 南側約3m(2項 道路)

建物構造 鉄筋コンクリート造3階建 築年月 平成14年2月築 建物面積 218.04㎡(延床面積) 間取 全6戸(1~3F各2戸) その他 賃貸中(満室)

引渡:相談 建蔽率/容積率 60%/300%(160%) 用途地域 第二種中高層住居専用地域 その他 検査済証有



LEEWAYS リーウェイズ株式会社

宅建免許番号 国土交通大臣(2)第9180号 (公社) 全日本不動産協会会員 (公社)不動産保証協会会員

〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-400 大阪駅前第一ビル4階 TEL 06-6136-7388 / FAX 06-6136-7389 定休日:水・日曜日 取引態様:媒介



### 物件概要

#### リーウェイズマンション渋谷 物件概要

物件ID	96785
物件名	リーウェイズマンション渋谷
所在地	東京都渋谷区代々木2
販売価格	27,000万円
最寄駅	小田急線 南新宿駅 徒歩3分
築年月	2002年2月(築22年)
建物構造	鉄筋コンクリート構造(RC)
総階数	3階建
物件タイプ	一棟
総戸数	6戸
土地面積	149.09m²
延床面積	218.04m²
エレベーター有無	無



Gate.

#### 賃料

#### リーウェイズマンション渋谷 査定結果:賃料(月額)

#### 査定結果:賃料(月額)

5年後 10年後 現在 93.1 万円 上振れ 90.4 万円 87.7 万円 上振れ 上振れ 86.2 万円 83.7 万円 81.2 万円 査定値 査定値 查定值 79.3 万円 下振れ 77.0 万円 74.7 万円 下振れ 下振れ

独自に収集した賃貸事例を立地ごとに分類し、専有面積、築年数、所在隣、構造などの特徴量をもとに機械学習の手法を用いて現在および将来の賃料を算出します。

注記1:査定値は2億5000万件超の不動産データに基づく AI 査定です。

上振れ、下抵れは同等物件の内装や外観のグレード等による変動値です。

注記2:査定賃料は共益費を合みます。

Gate.

<sup>※</sup> この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は随時変更されることがあります)

の通りの取引を成立させ、または質料を得ることができることを保証するものでもありません。

<sup>※</sup> 不動産の信別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。

推計する期間には建物の個別的要因(物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。

#### 空室率

# リーウェイズマンション渋谷 査定結果:空室率 査定結果:空室率 5年後 現在 10年後 5.12% 5.29% 5.45% 独自に収集した賃貸事例を立地ごとに分類し、専有固積、禁年数、構造などの特徴量をもとに賃借人が退去する領度と、次の賃借人が決まるまでの空室日数を推計します。 両者の関係から空室率を算出します。 ※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は随時変更されることがあります) の通りの取引を成立させ、または質料を得ることができることを保証するものでもありません。 ※ 不動産の信別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。 推計する期間には建物の個別的要因(物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。 2024.09.17作成 © 2017 LEEWAYS Inc.' Gate.

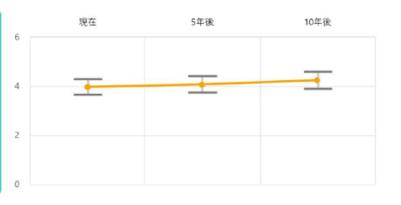


#### 表面利回り

#### リーウェイズマンション渋谷 査定結果:表面利回り

査定結果:表面利回り

	現在	5年後	10年後
過熱期	3.65%	3.74%	3.90%
査定値	3.97%	4.07%	4.24%
停滞期	4.29%	4.40%	4.58%



独自に収集した賃貸事例を立地ごとに分類し、専有面積、盛年数、構造などの特徴量をもとに機械学習の手法を用いて現在および将来の表面利回りを算出します。

Gate.

<sup>※</sup> この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は随時変更されることがあります)の通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものでもありません。

<sup>※</sup> 不動産の包別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の変発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。 推計する期間には連物の個別的要因(物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。

### 価格

#### リーウェイズマンション渋谷 査定結果:価格

#### 査定結果:価格

 現在

 上振れ
 28,323 万円

 査定値
 26,057 万円

 下振れ
 24,127 万円

5 年後		
上振れ	26,812	万円
査定値	24,667	万円
下振れ	22,839	万円

10年後		
上振れ	24,945	万円
査定値	22,950	万円
下振れ	21,250	万円

価格 (上振れ) = 査定賃料 (査定値) × 12 + 表面利回り (過熱期)

価格(査定値) = 査定賃料(査定値) x 12 + 表面利回り(査定値)

価格 (下振れ) = 査定賃料 (査定値) × 12 ÷ 表面利回り (停滞期)

なお、査定表面利回りは少数3桁で切り捨て表示しています。その為、賃料を利回りで割り戻した値と査定価格との間に多少の乖離が生じます。

注記:査定値は2億5000万件超の不動産データに基づく AI 査定です。

上振れ、下振れは景気変動による利回り幅を反映した値です。

Gate.

<sup>※</sup> この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は随時変更されることがあります)の通りの取引を成立させ、または資料を得ることができることを保証するものでもありません。

<sup>※</sup> 不動産の恒別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突発的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。 推計する期間には逆物の個別的要因(物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。

### 推移(50年先まで査定)

#### リーウェイズマンション渋谷 査定表【0年目~ 9年目】

	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
賃料(上振れ)	931,916	926,534	921,089	915,603	910,093	904,578	899,080	893,617	888,209	882,875
賃料 (査定値)	862,886	857,902	852,861	847,781	842,679	837,573	832,482	827,424	822,416	817,477
賃料(下振れ)	793,856	789,270	784,633	779,959	775,265	770,568	765,884	761,231	756,623	752,079

空室率	5.12%	5.15%	5.18%	5.22%	5.25%	5.29%	5.32%
表面利回り (温熱期)	3.65%	3.66%	3.68%	3.70%	3.72%	3.74%	3.77%

表面利回り (過熱期)	3.65%	3.66%	3.68%	3.70%	3.72%	3.74%	3.77%
表面利回り (査定値)	3.97%	3.98%	4.00%	4.02%	4.04%	4.07%	4.10%
表面利回り (停滞期)	4.29%	4.30%	4.32%	4.34%	4.37%	4.40%	4.43%

価格(上振れ)	283,238,876	280,728,437	277,921,482	274,858,264	271,578,534	268,121,642	264,526,069
価格(査定値)	260,579,766	258,270,162	255,687,764	252,869,603	249,852,251	246,671,911	243,363,983
価格(下振れ)	241,277,561	239,139,039	236,747,929	234,138,521	231,344,677	228,399,917	225,337,022

査定表面利回りは少数3桁で切り拾て表示しています。その為、賃料を利回りで割り戻した値と査定価格との間に多少の布離が生じます。

- ※ この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は随時変更されることがあります) の通りの取引を成立させ、または資料を得ることができることを保証するものでもありません。
- ※ 不動産の包別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の突角的な要因などの将来変動予測は考慮されていません。 推計する期間には建物の個別的要因(物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。

#### Gate.

リーウェイズマンション渋谷 査定表	【40年目~ 49年目】
-------------------	--------------

	40年目	41年目	42年目	43年目	44年目	45年目	46年目	47年目	48年目	49年目
賃料(上振れ)	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487	821,487
賃料(査定値)	760,637	760,637	760,637	760,637	760,637	760,637	760,637	760,637	760,637	760,637
賃料(下振れ)	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787	699,787

空室率	5.82%	5.82%	5.82%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%	5.83%
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

表面利回り (過熱期)	4.58%	4.59%	4.60%	4.60%	4.61%	4.62%	4,62%	4.62%	4.63%	4.63%
表面利回り (査定値)	4.98%	4.99%	5.00%	5.01%	5.01%	5.02%	5.02%	5.03%	5.03%	5.03%
表面利回り (停滞期)	5.38%	5.39%	5.40%	5.41%	5.41%	5.42%	5.42%	5.43%	5.43%	5.44%

価格(上振れ)	198,907,009	198,591,922	198,296,793	198,022,513	197,769,973	197,540,068	197,333,698	197,151,772	196,995,209	196,864,940
価格(査定値)	182,994,448	182,704,568	182,433,050	182,180,712	181,948,375	181,736,862	181,547,002	181,379,631	181,235,593	181,115,745
価格(下振れ)	169,439,304	169,170,897	168,919,491	168,685,845	168,470,718	168,274,872	168,099,076	167,944,102	167,810,734	167,699,764

査定表面利回りは少数3桁で切り捨て表示しています。その為、賃料を利回りで割り戻した値と査定価格との間に多少の乖離が生じます。

- ※この査定は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は結済変更されることがあります)の通りの取引を成立させ、または異特を得ることができることを保証するものでもありません。
- ※不動産の受別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の安発的な要因などの所来変動予測は考慮されていません。 推計する期間には建物の個別的基因(物理的減低の機能的減低、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。

#### Gate.



### 部屋ごとの賃料、周辺事例

#### リーウェイズマンション渋谷 各部屋ごとの査定賃料【現在】

		301	302		
3 階	1R	33.42 m²	1R	30.07 m²	
	15	4,892 円	13	6,334 円	
,		201		202	
2階	1R	33.42 m²	1R	30.07 m²	
	15	3,812 円	13	6,573 円	
		101		102	
1階	1R	33.42 m²	1R	30.07 m	
	14	8,453 円	13	2,820 円	

Gate.

-71	人マンション次合 周)	辺事例(賃貸事例:102 <sup>-</sup>	5至)		建物構造		共益費込み		
No.	物件名	所在地	最客駅	築年月	間取り 専有面積	所在階 総階数	月額賃料 (うち共益費)	※ 30.07 ㎡換 参考賃料	データ 取得日
査定 対象	102	東京都渋谷区代々木2	小田急線南新宿駅から 徒歩3分	2002 / 02	RC 1R 30.07 m <sup>2</sup>	1 階 3 階建	查定賃料 132,820		
01	パレステュディオ代々 木	東京都渋谷区代々木2 丁目20-13	都営新宿線新宿駅から 徒歩2分	2002 / 07	RC 1DK 28.92 m <sup>2</sup>	2 階 7 階建	137,000 (10,000)	142,448	2022 / 04
02	パレステュディオ代々 木	東京都渋谷区代々木2 丁目20-13	都営新宿線新宿駅から 徒歩2分	2002 / 07	RC 1DK 28.92 m <sup>2</sup>	2 階 7 階建	140,000 (6,000)	145,567	2022 / 04
03	エレナコート代々木	東京都渋谷区代々木2 丁目	小田急線南新宿駅から 徒歩3分	2002 / 02	RC 1R 30.07 m <sup>2</sup>	2 階 3 階建	127,000 (4,000)	127,000	2022 / 03
04	ファミール新宿グラン スィートタワー	東京都渋谷区代々木2 丁目	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 31.69 m <sup>2</sup>	2 階 20 階建	145,000	137,588	2023 / 08
05	ファミール新宿グラン スィートタワー ファ ミール新宿グランス	東京都渋谷区代々木2	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 31.69 m <sup>2</sup>	2 階 20 階建	145,000	137,588	2023 / 12
06	ファミール新宿グラン スィートタワー	東京都渋谷区代々木2 丁目21-8	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 31.69 m <sup>2</sup>	2 階 20 階建	145,000 (10,000)	137,588	2024 / 02
07	京王線 新宿駅 徒歩 2分	東京都渋谷区代々木2 丁目	京王線新宿駅から徒歩 2分	2002 / 02	SRC 1R 27.03 m <sup>2</sup>	2 階 20 階建	130,000 (8,000)	144,621	2023 / 07
08	小田急小田原線 南新 宿駅 徒歩2分	東京都渋谷区代々木1 丁目	小田急線南新宿駅から 徒歩2分	1999 / 04	RC 1K 30.27 m <sup>2</sup>	1 階 4 階建	124,000 (6,000)	123,181	2021 / 11



<sup>※</sup> この裏足は不動産についての情報の正確性を保証するものではなく、不動産の推計価格(かかる推計価格は経済変更されるの通りの取引を成立させ、または賃料を得ることができることを保証するものでもありません。

<sup>※</sup> 不動産の包別的要因、経済情勢の変動、地域環境の変化、自然災害等の変発的な要因などの将来変動予測は考慮されていませ 推計する期間には建物の個別的要因(物理的減価や機能的減価、建物の利用可否などを含みます)は考慮されていません。

# 5. 新サービス達人Cube「不動産評価」のご紹介

#### 3. 達人Cube「不動産評価」価格体系

【利用料】 **5,000**円(税抜)/月(利用回数5回※)

※利用回数は、利用期間中に毎月利用できる回数になります。最低利用回数は5回です。

5回を超える回数のご契約については、5回ごとに5,000円/月が加算されます。

利用しなかった利用回数分は、翌月に繰り越すことはできません。

# 90日間無料でご利用できる体験版を提供しています!!







**06.** その他



### ■テレワーク商材のご紹介

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

- ✓ 達人シリーズをクラウド化
- ✓ 達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減
- ✓ ローカルPCにインストールした場合と変わらない操作感

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

- ✓ デスクトップ環境をまるごとクラウド化
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ クラウド上で会計・税務データを管理・運用できるため安心

#### (3) 遠隔制御ソフト「RemoteView」

- ✓ 安価なコスト・簡単なセットアップでお手軽に利用可能
- ✓ 高度なセキュリティ機能と利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理可能

### (4) 達人Cube「クラウドストレ〜ジ」

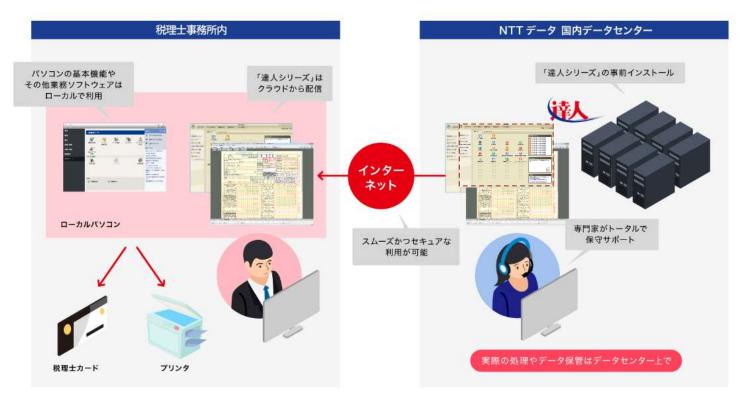
- ✓ インターネット経由で業務データをお手軽に保管
- ✓ 高度なセキュリティ機能により、大切な情報資産をセキュアに保全
- ✓ 万が一の災害時も、保管されたデータから即座に復旧できるため安心



#### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」とは、NTTデータのデータセンターで運用される仮想サーバーにインストールされた達人シリーズを、インターネットを介して事務所内のクライアント端末で利用できるサービスです。

達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減するだけでなく、業務データをセキュアに保全できます。





#### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

### 【導入メリット】

### ①達人シリーズをまるごとクラウド化でき、管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズのアップデート作業は、クラウド上のサーバー1台だけでOK
- ✓ 事務所内のコンピュータにアプリやデータが残らないため、パソコンの入れ替えもラクラク
- ✓ ご契約中の達人シリーズを事前にインストール

#### ②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

### ③クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 事務所規模に合わせた4プランをご用意
- ✓ Webブラウザからサクサク起動、セットアップも簡単



### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

### ①VM本体 【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ)容量	標準販売価格	推奨利用人数
プラン 1	4vCPU	8GB	100GB	16,000円	10名
プラン 2	8vCPU	16GB	200GB	20,000円	25名
プラン 3	12vCPU	24GB	300GB	24,000円	40名
プラン 4	16vCPU	32GB	400GB	30,000円	60名

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

#### ②クライアントアクセスライセンス

ライセンス数	標準販売価格
5CAL	13,500円
8CAL	21,600円
10CAL	27,000円

<sup>※&</sup>lt;u>利用する人数分</u>のライセンス契約が必須です。

※10ライセンス以上は、5ライセンス追加ごとに13,500円/月が加算されます。

#### ③共有ファイル領域(Sドライブ)

契約単位	標準販売価格
50GB	3,600円

- ※最低契約容量は50GB、上限は2TBです。
- ※容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

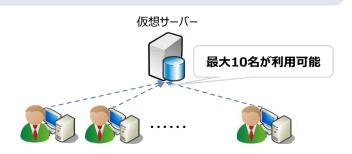
### ④業務ソフト(オプション)

名称	標準販売価格
MS Office Standard 2019	1,200円

### (1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

#### ■利用人数:10名

10名規模向けの仮想サーバー1台で運用



#### <構成>

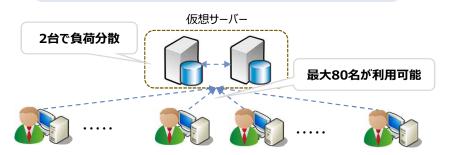
<b>火ニュー名</b>	数量	金額
サーバ本体(プラン1)	1	16,000円
クライアントアクセスライセンス	10	27,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB	3,600円

合計コスト(月額) 46,600円

合計コスト(年額) 559,200円

#### ■利用人数:80名

40名規模向けの仮想サーバー2台で運用



#### <構成>

火ニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン3)	2	48,000円
クライアントアクセスライセンス	80	216,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	200GB	14,400円

合計コスト(月額) 278,400円

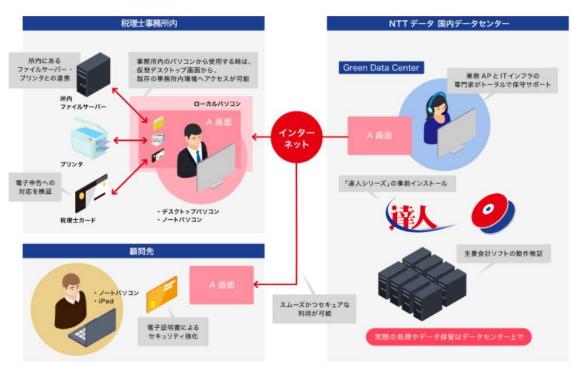
合計コスト(年額) 3,340,800円



### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

達人Cube「クラウドデスクトップ」は、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。
NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ(VM: Virtual Machine)に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化できます。





### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

### 【導入メリット】

### ①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第五世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

#### ②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

### ③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた2グレード(SSD採用により、サクサク作業)
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク



①VM本体

### (2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ)容量	標準販売価格
スタンダード	4vCPU	8GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	8vCPU	16GB	200GB	15,000円

#### ②VM単位オプション

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

【価格は全て月額、消費税別】

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS Office Standard 2019	_	1,200円

#### ③事務所単位オプション

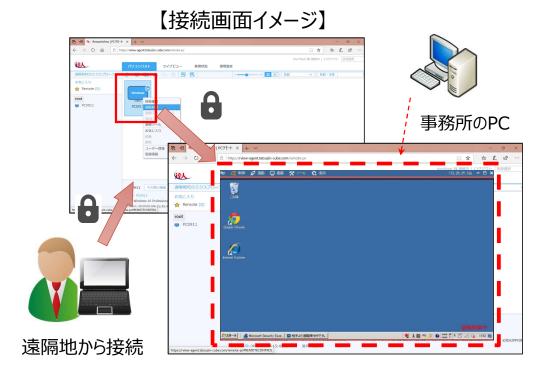
名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。



### (3) 遠隔制御ソフト「RemoteView」

「RemoteView」は、自宅や移動先からオフィスのPCに接続できるサービスであり、テレワークにもご活用いただけます。 暗号化によってセキュアに接続できるだけでなく、利用履歴も管理できるため、管理者の方も安心して導入いただけます。



#### 【RemoteViewの特徴】

#### ①快適な操作性

あたかもオフィスにいるかのように、PCを操作できます。

#### ②万全の安全性

暗号化通信だけでなく、利用履歴の確認、ファイル移動の制限など 大切な情報を安全な状態で管理することができます。

#### ③簡単なセットアップ

インターネット環境があれば、ブラウザから簡単に接続できます。

#### ④安価なコスト

1ライセンスあたり11,800円/年でご利用いただけます。

### (4) 達人Cube「クラウドストレ〜ジ」

達人Cube「クラウドストレ〜ジ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

#### 【特徴】

- ・NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター(お客様の保管領域)に、インターネット経由でお手軽に保管
- ・万が一大規模な災害が起きた場合でも大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧。スムーズに業務を再開
- ・達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどの業務データにも対応

#### 【利用料】

・10GB:500円/月~(消費税別)※最大5TBまで

#### **◆「クラウドストレ~ジ」はここが違います!**

POINT 1:信頼のデータセンターによる安心バックアップ データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。 アップロード時には、ウィルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

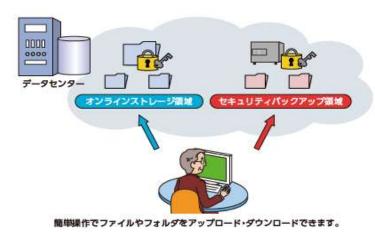
POINT 2:容量プランの充実ラインナップ

お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

POINT 3:簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT 4:端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

### 【システムイメージ図】



# NTTData